

大学機関別認証評価

自己評価書

平成 19 年 6 月

東京外国語大学

目 次

I	対象大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	大学の目的	4
基準 2	教育研究組織（実施体制）	8
基準 3	教員及び教育支援者	15
基準 4	学生の受入	22
基準 5	教育内容及び方法	28
基準 6	教育の成果	46
基準 7	学生支援等	52
基準 8	施設・設備	60
基準 9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	65
基準 10	財務	71
基準 11	管理運営	76

I 対象大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人 東京外国語大学

(2) 所在地 東京都府中市

(3) 学部等の構成

学部：外国語学部

研究科：地域文化研究科

附置研究所：アジア・アフリカ言語文化研究所
(全国共同利用研究所)

関連施設：総合情報コラボレーションセンター
地球社会先端教育研究センター
多言語・多文化教育研究センター
教育情報化支援室

(4) 学生数及び教員数(平成19年5月1日)

学生数：学部3,808人, 大学院523人

教員数：250人

2 特徴

本学は戦前の東京外国語学校(1897年設立)を前身に、1949年、新制大学として発足した。100年以上の長い歴史を通じ、本学は一貫して日本を含む世界諸地域の言語、文化、社会に関する研究教育をその使命としてきた。学則第1条には、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通じて外国に関する理解を深めることを目的とする」と明確に規定されている。

新制大学発足当初は12学科からなる外国語学部のみであったが、現在は外国語学部(7課程26専攻語)の他に、博士課程を持つ大学院地域文化研究科、本学附置の共同利用研究所であるアジア・アフリカ言語文化研究所、同じく附置の留学生日本語教育センターを擁している。

学部と大学院において正課として教授している言語の数はほぼ50にのぼり、本学でのみ教授されている言語も少なくない。これに加えて、附置のアジア・アフリカ言語文化研究所における研究、辞典編纂事業、言語研修、あるいは留学生日本語教育センターの研究教育実績を考えあわせれば、本学は世界有数の一大言語研究教育センターであると言っても過言ではなからう。

言語だけではない。本学は、ヨーロッパ、米州、大洋州、アジア、アフリカと世界のほぼ全ての地域にわたって、その文化、歴史、社会についての研究教育を

行っており、しかもこれを、人文・社会科学のさまざまな学問分野のすぐれた専門家が協働して行っている。

このように、本学は、日本を含む世界の言語、文化、社会についての研究教育を中核に据えた独自の個性を持つ大学として大きく発展してきている。

法人化後に本学は中期目標において、「地球社会の共存共生と地球的課題の解決に貢献できる人材を養成する」との教育目標を掲げており、この目標の実現に向けた様々な取り組みを行っている。

学部においては、国際協力、国際コミュニケーション等の分野での高度専門職業人養成のための特化コースが開始され、また大学院においては、平和構築・紛争予防英語プログラムが発足するとともに、前期課程に関しては、4専攻への改組を行った。また、本学の個性をいかに発揮した「26言語情報リテラシー教育プログラム」、「生きた言語修得のための26言語・語劇支援」が、文部科学省の特色ある大学教育支援プログラムに採択され、「在日外国人児童生徒への学習支援活動」が文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択された。

また、研究面においても、世界諸地域の言語・文化・社会に関する領域横断的な創造的研究を推進するとの目標に沿って、21世紀COEプログラムの二つの拠点「言語運用を基盤とする言語情報学拠点」と「史資料ハブ地域文化研究拠点」が文部科学省から支援を受けるとともに、文部科学省の特別教育研究経費による「中東イスラーム研究教育プロジェクト」も積極的に研究活動を展開した。

II 目的

1. 大学の目的

本学では、学則第1条に掲げる本学の基本理念を21世紀の新しい時代にふさわしい形で実現していくために、グランドデザイン「地球社会化時代における教育研究の拠点大学をめざして」（2002年9月策定，2007年1月改訂）を策定しており，その中で以下のとおり中期的な目標を掲げている。

「本学では、ヨーロッパ、南北アメリカ、オセアニア、アジア、アフリカと世界のほぼすべての地域にわたって、言語学、言語教育学、文学、歴史学、哲学・思想、文化人類学、社会学、政治学、経済学などさまざまな学問分野のすぐれた専門家が協働して教育と研究にあたっている。その意味で、単科大学ではありながら、学際性と総合性をきわめて密度の高い形で実現している。地球社会化時代にあつて、本学は教育と研究の両面においてこの独自性を最大限に発揮し、地球社会化時代の未来を拓く教育研究の拠点大学をめざす。」

また、このグランドデザインを基礎として定められた中期目標の前文においては、以下のとおり基本的な目標を掲げている。

「日本を含む世界諸地域の言語・文化・社会に関する教育と研究を通じて、地球社会における共存・共生に寄与することにある。」

2. 教育研究活動を実施する上での基本方針

教育研究活動を実施する上での基本方針として、グランドデザイン及び中期目標において、以下のとおり掲げている。

グランドデザイン

（1）教育面

「50にのぼる言語と世界諸地域の文化・社会について教育研究を行っている本学は、異文化間の相互理解に寄与し地球社会における共生の実現に貢献できる人材を養成する。言語と専門分野の「ダブルメジャー教育」により、高度な言語運用能力と、世界諸地域の文化と社会についての深い知識を身につけた人材を社会に送り出していく。」

（2）研究面

「世界の広範な地域にわたる言語・文化・社会について多様な専門性をもつ研究者を擁している本学は、人類諸文化研究の学際的、総合的研究を推進するアリーナとしての条件を備えている。大学院地域文化研究科、アジア・アフリカ言語文化研究所、学内施設の三研究所（語学研究所、総合文化研究所、海外事情研究所）を拠点に、専門研究者をめざす大学院生と協同して、世界の言語、文化、社会に関する複合的、領域横断的な研究を推進する。」

中期目標

（1）教育面

「豊かな人間性、深い思考力、鋭利な感性を養い、高度なコミュニケーション能力、豊かな教養、広い視野を身につけ、さまざまな文化的背景を持つ世界諸地域の人々と協働して地球的課題に取り組むことができる人材を養成する。」

（2）研究面

「世界諸地域の言語，文化，社会について領域横断的な創造的研究を推進し，地球社会が直面する諸問題の解明に寄与することをめざす。」

3. 学部及び研究科の教育目標

外国語学部のみで発足した本学では，学則に定める目標がそのまま外国語学部の教育目標となるが，大学院地域文化研究科においては，以下のとおり大学院学則に教育目標を定めている。

「大学院は，世界の言語・文化，地域社会及び国際関係につき，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。」（大学院規則第2条）

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-1： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は、すべての部局にまたがる教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針を「国立大学法人東京外国語大学学則」の第1条に定めている[資料 1-1-1-1]。その上、大学院地域文化研究科については、「国立大学法人東京外国語大学大学院学則」の第2条、第5条、及び第6条において、教育研究活動に関する基本的な方針とその基本的な成果が規定されている[資料 1-1-1-2]。

また、平成16年度から平成21年度までの本学の教育研究活動の基本的な方針や達成しようとする基本的な成果等を明確に定めたものとして、「国立大学法人東京外国語大学中期目標」及び「国立大学法人東京外国語大学中期計画」がある[資料 1-1-1-3～4 を参照]。

資料 1-1-1-1 国立大学法人東京外国語大学学則

資料 1-1-1-2 国立大学法人東京外国語大学大学院学則

資料 1-1-1-3 国立大学法人東京外国語大学中期目標

資料 1-1-1-4 国立大学法人東京外国語大学中期計画→[附録]

【分析結果とその根拠理由】

本学は、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、学則及び中期目標・中期計画によって明確に定められているといえる。

観点 1-1-2： 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学は、学校教育法第52条に規定された大学一般に求められる目的、すなわち「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」ということを踏まえて、「国立大学法人東京外国語大学学則」及び「国立大学法人東京外国語大学大学院学則」を定めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、学校教育法第 52 条を踏まえ、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実践にわたり研究教授」することで、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」という目的を具体化し、「国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深める」ことで、大学一般の目的である「知的、道德的及び応用的能力を展開させること」を目指している。したがって、本学の目的は、学校教育法第 52 条に定められた、大学一般に求められる目的から外れるものではないと結論づけることができる。

観点 1-1-3： 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学大学院は、学校教育法第 65 条に規定された大学院一般に求められる目的、すなわち「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」を踏まえて、「国立大学法人東京外国語大学大学院学則」を定めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、学校教育法第 65 条を踏まえ、「世界の言語・文化、地域社会及び国際関係に基づき、学術の理論及び応用を教授研究」することで、「学術の理論及び応用を教授研究」することを具体化し、「その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的」にすることで、大学院一般に求められる「その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という目的を目指している。また、上記の資料 1-1-1-2 にあるように、「国立大学法人東京外国語大学大学院学則」の第 5 条と第 6 条でも、大学院一般に求められる学術の理論及び応用に関する「その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」ことに即した目的を掲げている。以上のように、本学大学院の目的は、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れたものではないといえる。

観点 1-2-1： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的は、大学の構成員に対して、教員と学生に関しては、各年度の「学生便覧」(pp. 73-99) 及び「東京外国語大学大学院地域文化研究科履修案内」(p. 3) を通して文書として周知されている。また、外国語学部及び大学院地域文化研究科の新入生に関しては、入学式や新入生ガイダンスの際に、学長、学部長、及び研究科長の挨拶のなかで、本学の目的に触れることを通して、周知を図っている。このほか、教職員と学生に対して、本学ホームページを通して、本学の目的の周知に努めている <http://www.tufts.ac.jp/abouttufts/regulations.html> の「国立大学法人東京外国語大学学則」及び「国立大学法人東京外国語大学大学院学則」、及び <http://www.tufts.ac.jp/abouttufts/plans.html> の「国立大学法人東京外国語大学中期目標」及び「国立大学法人東京外国語大学中期計画」を参照)。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、全教職員及び全学生に対して、配布物（冊子）及びホームページへの掲載を通じて本学の目的の周知を図っている。また、新入生に対しては、入学時のガイダンス等の機会を利用して、本学の目的について周知している。

観点 1-2-2： 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学では、その目的をホームページへの掲載することによって、社会に対して広く公表している（<http://www.tufs.ac.jp/abouttufs/plans.html> の「国立大学法人東京外国語大学中期目標」及び「国立大学法人東京外国語大学中期計画」を参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、本学ホームページ上に「国立大学法人東京外国語大学中期目標」及び「国立大学法人東京外国語大学中期計画」を掲載することを通して、その目標を広く社会に公表している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・本学では、学校教育法第 52 条及び第 65 条に規定された一般の大学に求められる目的を踏まえて、大学学則及び大学院学則において、教育研究活動を行うに当たっての基本方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められている。
- ・様々な手段と機会を利用して、本学教職員及び学生に対して、大学の目的に関する周知が図られている。

【改善を要する点】

- ・該当なし。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学の目的は、国立大学法人東京外国語大学学則を通して、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実践にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深める」と定められている。また、大学院地域文化研究科についても、国立大学法人東京外国語大学大学院学則を通して、「世界の言語・文化、地域社会及び国際関係に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」と、その目的を規定している。これらの目的は、教育研究活動を行うに当たっての基本方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等を明確に定めているとともに、学校教育法に定められた大学一般に求められる目的に適合するものであるといえる。

以上の目的について本学では、教職員と学生に対しては、学生便覧などの配布物（冊子）やホームページ、あるいは、入学式や新入生ガイダンス等の機会を通して周知している。また、社会に対しては、ホームページや中期目標・中期計画を通して公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-1： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学には、学士課程として外国語学部が置かれ、学則第 1 条に定めた「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深める」という教育研究目的を達成するために、平成 7 年度から、教員研究組織として 3 つの講座（言語・情報講座、総合文化講座、および地域・国際講座）、学生教育組織として 7 つの課程（欧米第一課程、欧米第二課程、ロシア・東欧課程、東アジア課程、東南アジア課程、南・西アジア課程、日本課程）を設けている[資料 2-1-1-1]。

言語教育と地域教育は、7 課程 26 専攻語を中心に編成され、実施されている[資料 2-1-1-2 左半分]。また、専修教育については、教員研究組織である 3 つの講座に対応する形で 3 つの履修コースが用意されている。さらに、平成 16 年度から、学部・大学院 5 年一貫制のコースとして、5 つの特化コースが開設されている[資料 2-1-1-2 右半分]。

資料 2-1-1-1 学士課程の教育研究組織に関する規程

資料 2-1-1-2 学士課程の組織構成

【分析結果とその根拠理由】

本学では、上記の教育研究目的を達成するために、言語教育、文化研究、地域研究に重点を置き、学士課程の 1・2 年次においては、「専攻語およびその地域に関わる授業群」を中心に、7 課程 26 専攻語が学生教育組織として編成されている。また、3・4 年次に関しては、「言語能力を生かし、専門的に諸分野の学問を学ぶ」ために、学問分野・方法論あるいは地域研究を軸にして、教員研究組織に対応する形で履修コースが編成されている。また、平成 16 年度の入学生から、高度な専門知識と実務能力を併せもつ人材を育成するために、学部・大学院 5 年制の 5 つの特化コースを開設している。課程・専攻語という横軸と履修コース・特化コースという縦軸を組み合わせることで、本学の教育研究組織は、学則第 1 条にある学士課程の教育研究目的を達成する上で適切な構成となっているといえる。

観点 2-1-2： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

外国語学部では、教養教育を重視し、「総合科目」という名称の下に教養教育科目を開設し、卒業必要単位数 126 単位のうちの 14 単位を修得することを求めている。「総合科目」は、①現代の社会に相応しい教養を学ぶとともに

に、1つの専門領域の枠には収まりきらない問題領域を扱う「総合科目」[資料2-1-2-1]、②基礎的な情報処理能力を身につける「情報リテラシー科目」、③身体的、精神的、社会的な健康を維持・増進する「スポーツ・身体運動基礎科目」からなる。①の「総合科目」に関しては、各講座から選出された教員からなる「総合科目推進室」において、総合科目の管理・運営を行うとともに、学生や社会のニーズ、学術の発展動向に応じた点検・見直しを行っている[資料2-1-2-2～3]。②の「情報リテラシー科目」と③の「スポーツ・身体運動基礎科目」については、当該授業科目を担当する教員からなる会議を通して、各年度の授業編成に関する点検が行われ、次年度の授業編成に活かされている。以上の「総合科目」に関する管理・運営体制は、教務委員会と教授会の審議を通して、時代の要請に適合したものとなるよう注意が払われている。

資料2-1-2-1 総合科目の構成状況（平成19年度）

資料2-1-2-2 総合科目の管理・運営体制

資料2-1-2-3 総合科目推進室の運営状況

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部では、「総合科目」という形で教養教育を提供している。総合科目の具体的な内容や授業編成については、総合科目推進室やそれぞれの担当教員の間で臨機応変に点検と見直しが実施されている。また、教務委員会と教授会の審議を通して、総合科目全体に関するチェックが行われている。以上のように、教養教育の体制が適切に整備され機能しているといえる。

観点2-1-3： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学には、大学院課程として地域文化研究科が置かれ、「世界の言語・文化、地域社会及び国際関係につき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」（東京外国語大学大学院学則第2条）を目的とし、博士前期課程（修士課程）には言語文化専攻、言語応用専攻、地域・国際専攻、国際協力専攻の4専攻があり、博士後期課程には地域文化専攻の1専攻がある[資料2-1-3-1～2]。

博士前期課程の4専攻の内、言語応用専攻と国際協力専攻は、高度専門職業人を養成する専攻である。言語応用専攻には、日本語教育学専修コース、英語教育学専修コース、国際コミュニケーション・通訳専修コース、言語情報工学専修コースの4コースがあり、国際協力専攻には、国際協力専修コースと平和構築・紛争予防（PCS）専修コースの2コースがある。言語文化専攻と地域・国際専攻は、専門研究者と高度教養人の養成を目的とし、言語文化専攻には言語・情報学研究コースと文学・文化学研究コースが、地域・国際専攻には地域研究コースと国際社会研究コースがある。

大学院地域文化研究科には、2つの兼任講座の他に、博士講座として、言語文化講座、地域研究講座、国際文化講座、国際協力講座、対照言文情報講座、平和構築・紛争予防講座、言語教育学講座の5講座、日本銀行金融研究所、国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構アジア経済研究所との連携講座が3講座開設されている。

資料 2-1-3-1 大学院課程における教育研究組織

資料 2-1-3-2 大学院課程の専攻・コース

【分析結果とその根拠理由】

大学院地域文化研究科の教育研究をより適切な形で運営するため、平成 18 年 4 月に博士前期課程を従来の 7 専攻 7 コースから 4 専攻 10 コースに改組した。また、博士後期課程には、1 専攻に対し、2 つの兼任講座の他に、5 つの博士講座と 3 つの連携講座が置かれている。以上のように、大学院地域文化研究科は、大学院課程の教育研究目的を達成する上で適切な研究科及び専攻の構成となっているといえる。

観点 2-1-4： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 2-1-5： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学には、教育研究目的を達成する上で、総合情報コラボレーションセンター、多言語・多文化教育研究センター、地球社会先端教育研究センター、教育情報化支援室という 4 つの全学的なセンター等がある。

総合情報コラボレーションセンターは、本学の「情報基盤の整備・安定運用及び情報セキュリティの確保により、教育研究及び大学運営に係る総合的な支援を行うこと」(国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター規程第 2 条)を目的とした業務を遂行している[資料 2-1-5-1]。特に、特別教育研究経費「多言語・多文化教育研究プロジェクト」の一部を担いつつ、総合科目の「情報リテラシー」に関して積極的な支援活動を行っている。

多言語・多文化教育研究センターは、特別教育研究経費「多言語・多文化教育研究プロジェクト」により運営され、「本学における『多言語・多文化』に関する教育研究を推進し、その成果を社会に還元すること」(国立大学法人東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター規程第 2 条)を目的とし、教育、研究、社会貢献の 3 つを活動の柱として業務を遂行している[資料 2-1-5-2]。

地球社会先端教育研究センターは、平成 19 年度の特別教育研究経費「世界の『言語・文化・地域』理解のための最適化教育プログラム」(新規)により、平成 19 年 4 月に発足し、「日本を含む世界諸地域の言語・文化・社会に関する国際的に卓越した教育研究拠点事業の推進」(国立大学法人東京外国語大学地球社会先端教育研究センタ

一規程第2条)を目的として業務を遂行している[資料2-1-5-3]。また、このセンターは、2件の21世紀COEプログラム(「言語運用を基盤とする言語情報学拠点」「史資料ハブ地域文化研究拠点」)の拠点事業を継続・発展させる役割も果たす。

教育情報化支援室は、「教育情報化の支援業務を行い、もって本学における教育の向上に寄与することを目的」(国立大学法人東京外国語大学教育情報化支援室規程第2条)として設置され、別添資料の業務を遂行している[資料2-1-5-4]。

資料2-1-5-1 総合情報コラボレーションセンターの業務

資料2-1-5-2 多言語・多文化教育研究センターの業務

資料2-1-5-3 地球社会先端教育研究センターの業務

資料2-1-5-4 教育情報化支援室の業務

【分析結果とその根拠理由】

「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深める」(東京外国語大学学則第1条)という、本学の教育研究目的を達成するために、総合情報コラボレーションセンターと教育情報化支援室は、その手段としての情報基盤の整備運用と利用者サービスを行っている。また、多言語・多文化教育研究センターと地球社会先端教育研究センターは、特別教育研究経費に基づき、本学の教育研究目的そのものを直接達成する一翼を担っているといえる。以上のように、4つの全学的なセンター等は、その構成が本学の教育研究目的を達成する上で適切なものとなっているといえる。

観点2-2-1： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

外国語学部では、教育活動に係る重要事項を審議するため、教授会が置かれている。教授会は、外国語学部長及び外国語学部専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織し(国立大学法人東京外国語大学外国語学部教授会規程第2条)、別添資料の事項について審議している[資料2-2-1-1]。

大学院地域文化研究科では、教育活動に係る重要事項を審議するため、教授会が置かれている。教授会は、大学院地域文化研究科長、副研究科長、大学院専任教員、大学院地域文化研究科博士前期課程担当教員及び大学院地域文化研究科博士後期課程兼担教員によって構成され(国立大学法人東京外国語大学地域文化研究科教授会規程第2条)、別添資料の事項について審議している[資料2-2-1-2]。

外国語学部及び大学院地域文化研究科の教授会は、8月を除く全ての月で原則1回以上開催されており、最近1年間の外国語学部及び大学院地域文化研究科の教授会での審議事項は、別添資料の通りである[資料2-2-1-3～4]。

- 資料 2-2-1-1 外国語学部教授会に関する規程
- 資料 2-2-1-2 大学院地域文化研究科教授会に関する規程
- 資料 2-2-1-3 学部教授会の審議事項
- 資料 2-2-1-4 大学院教授会の審議事項

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部・大学院地域文化研究科ともに、教育活動に係る重要事項を審議するための組織として教授会を位置づけ、それぞれ外国語学部及び大学院地域文化研究科担当の教授、准教授、講師及び助教を構成員として、原則として月 1 回以上、会議を開催し、必要な審議等を行っているといえる。

観点 2-2-2： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

外国語学部では、教育課程や教育方法等を検討する組織として、講座会議と教務委員会がある。講座会議は、教員研究組織である言語・情報講座、総合文化講座、地域・国際講座がそれぞれ母体となって、主として言語・情報コース、総合文化コース、地域・国際コースの 3 つの履修コースの教育課程や教育方法等について検討を行っている[資料 2-2-2-1]。学部 1・2 年次については、学生教育組織である課程・専攻語の教育課程や教育方法に関して、適宜課程・系列会議が開催され、検討を行っている[資料 2-2-2-2]。教務委員会は、外国語学部長、講座選出の委員（各 1 名）、課程・系列会議選出の委員（各 1 名）から構成され、原則として月 1 回会議を開催し、講座会議や課程・系列会議で審議された事項や外国語学部全体の教育課程及び教育方法等に関する検討を行っている[資料 2-2-2-3]。最近 1 年間の講座会議及び教務委員会の議事要旨は、別添資料の通りである[資料 2-2-2-4～5]。

なお、外国語学部では、平成 19 年度にカリキュラム委員会を設置し、平成 18 年度に行ったカリキュラム改革に関する予備的検討の結果を踏まえ、平成 7 年度に施行された現行のカリキュラム体制に関する抜本的な見直し作業を開始することとした。

大学院地域文化研究科では、博士前期課程専攻会議、博士後期課程教員会議、大学院協議会が、教育課程や教育方法等の検討を行っている。博士前期課程専攻会議と博士後期課程教員会議は、各専攻の円滑な運営を図るために、適宜開かれている。専攻会議と教員会議の審議事項については、別添資料の通りである[資料 2-2-2-6～7]。大学院協議会は、研究科長、副研究科長、博士前期課程各専攻長及び各専攻会議から選出された委員（各 1 名）、博士後期課程教員会議議長及び各教員会議から選出された委員（各 1 名）、及び大学院専任教員代表員 2 名から構成され、原則として月 1 回、大学院地域文化研究科に関する教育課程や教育方法等に関して検討を行っている[資料 2-2-2-8]。大学院協議会の審議事項については、別添資料の通りである[資料 2-2-2-9]。

- 資料 2-2-2-1 講座会議に関する規程

資料 2-2-2-2	課程・系列会議に関する規程
資料 2-2-2-3	教務委員会に関する規程
資料 2-2-2-4	講座会議の審議事項
資料 2-2-2-5	教務委員会の審議事項
資料 2-2-2-6	博士前期課程専攻会議の審議事項
資料 2-2-2-7	博士後期課程教員会議の審議事項
資料 2-2-2-8	大学院協議会に関する規程
資料 2-2-2-9	大学院協議会の審議事項

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部では、教育課程や教育方法を検討する組織として、言語教育や地域教育に関しては課程・系列会議が、専修専門教育については講座会議がある。教務委員会は、各会議で審議された事項や外国語学部全体の教育課程及び教育方法を検討する組織として位置づけられている。

大学院地域文化研究科では、博士前期課程専攻会議、博士後期課程教員会議、大学院協議会が、各課程及び専攻の教育課程と教育方法について検討している。

以上のように、外国語学部・大学院地域文化研究科ともに、必要な会議を開催し、実質的な検討が行われているといえる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・外国語学部では、言語教育、地域教育は課程・系列により、専修専門教育は履修コースに対応した講座により、各々教育内容に応じた教育研究の目的を達成できるよう教育研究組織が組織されていること。
- ・大学院地域文化研究科では、博士前期課程において平成 18 年 4 月に改組が行われ、大学院課程の教育研究目的の達成にとって、より適切な教育研究組織になったこと。
- ・総合情報コラボレーションセンター、多言語・多文化教育研究センター、及び地球社会先端教育研究センターの 3 つの全学的なセンター等が設置され、2 つの特別教育研究経費の支援も受け、本学の教育研究の目的を達成する上で適切な役割を果たしていること。
- ・外国語学部、大学院地域文化研究科ともに、教授会が教育活動に係る重要事項を審議する為に必要な活動を適切に行い、教務委員会と大学院協議会が教育課程や教育方法等を検討する為の適切な組織として構成され、実質的な活動を行っていること。
- ・平成 19 年度から、大学を巡る環境の変化を反映し、外国語学部では平成 7 年度以来のカリキュラムの大幅な見直し作業に入ったこと。

【改善を要する点】

- ・教育研究組織と学生教育組織を分けて編制しているため、教育研究組織自体の活動が重複し複雑になる傾向があること。

（３）基準 2 の自己評価の概要

外国語学部では、学則第 1 条に定められた教育研究目的を達成するために、教育内容に応じて教育研究組織を縦横に編制し、言語・地域教育は課程・系列会議によって、専修専門科目と 3 年次以降の履修コースの運営に関しては 3 つの講座会議が対応している。また、平成 16 年度から、高い言語能力に加え、高度な専門知識と実務能力を併せもつ人材を育成するために、学部・大学院 5 年一貫制の 5 つの特化コースを開設している。教養教育に関しては、「総合科目」を開講し、総合科目推進室と授業科目を担当する教員のあいだで、点検と見直しが適切に行われている。

他方、大学院地域文化研究科については、大学院学則第 2 条に定められた教育研究の目的を達成するために、博士前期課程は、平成 18 年 4 月に改組し、言語文化、言語応用、地域・国際、国際協力の 4 専攻を設けている。また、博士後期課程は、地域文化専攻の 1 専攻のもとに、言語文化、地域研究、国際文化、国際協力、対照言文情報、平和構築・紛争予防、言語教育学の 5 講座、日本銀行金融研究所、国際協力機構、日本貿易振興機構アジア経済研究所との 3 連携講座が開設されている。

本学の教育研究目的を達成するために、本学では全学的なセンター等を 4 つ設置している。総合情報コラボレーションセンターと教育情報化支援室は、情報基盤の整備運用と利用者サービスを、また、多言語・多文化教育研究センターと地球社会先端教育研究センターは、特別教育研究経費の支援も受け、本学の教育研究目的そのものを直接達成する一翼を担っている。

外国語学部・大学院地域文化研究科ともに、教育活動に係る重要事項を審議するための組織として教授会を位置づけ、それぞれ外国語学部及び大学院地域文化研究科担当の教授、准教授及び講師を構成員として、原則として月 1 回会議を開催し、必要な審議等を行っている。また、教育課程や教育方法を検討する組織として、外国語学部では、言語教育や地域教育に関しては課程・系列会議が、専修専門教育については講座会議がある。教務委員会は、各会議で審議された事項や外国語学部全体の教育課程及び教育方法を検討する組織として位置づけられている。同じく、大学院地域文化研究科では、博士前期課程専攻会議、博士後期課程教員会議、大学院協議会が、各課程及び専攻の教育課程と教育方法について検討している。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-1：教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

外国語学部には、学生教育組織である7「課程」と3「履修コース」及び5「特化コース」がある[資料3-1-1-1参照]。この「履修コース」及び「特化コース」に対応する形で3「講座」からなる教員組織が編制され、専修教育を柱としたコース運営に携わっている[資料3-1-1-2]。また「課程」に対応する形で、言語教育と地域教育を遂行するために、「課程・専攻語」・「系列」が編制されている[資料3-1-1-3]。

大学院地域文化研究科には、学生教育組織である博士前期課程4「専攻」と博士後期課程1「専攻」があり、博士前期課程各「専攻」には複数の履修コースが設定されている[資料3-1-1-4]。これに対応する形で、博士前期課程の教員組織として3「修士講座」及び5「博士講座」(専任)、博士後期課程の教員組織として2「博士講座」(兼任)及び5「博士講座」(専任)がある。また、博士前期課程では各講座所属の教員が4専攻を単位にして教員教育組織を編制し、博士後期課程では各講座所属の教員が1専攻を単位にして教員教育組織を編制している[資料2-1-3-1]。

また学長、理事、学長特別補佐、各部局長及び学長指名の者若干名から成る「将来構想会議」を設置し、本学を取り巻く環境の変化や現代的ニーズを踏まえた教員組織のあり方の検討を行っている。

資料3-1-1-1 国立大学法人東京外国語大学学則(抜粋)

資料3-1-1-2 外国語学部の講座

資料3-1-1-3 外国語学部の専任教員の配置状況

資料3-1-1-4 国立大学法人東京外国語大学大学院学則(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部では、その教育目的の達成のために、教育内容に応じて教員組織が編制されている。専修教育を柱としたコースを運営するために、教育研究組織である「講座」が教員組織として編制されるとともに、言語教育と地域教育を遂行するために学生教育組織に対応した「課程・専攻語」・「系列」が置かれている。

また大学院地域文化研究科では、教育研究組織である「講座」を柱に、教育内容に応じて、学生教育組織である「専攻」に対応した形で教員教育組織を編制している。

以上のように、本学では、教育内容に応じて教員組織編制を行うという基本的な方針を有し、その方針に基づいて、教育研究組織である「講座」、学生教育組織である「課程・専攻語」及び「専攻」が編制されているといえる。

観点3-1-2：教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

外国語学部の専任教員数は166人、教員1人当たりの学生現員数は23.1人である〔資料3-1-2-1〕。授業科目数は総計2399科目、専任教員1人当たりの平均担当授業科目数は11.4科目である〔資料3-1-2-2～4〕。

大学院地域文化研究科の博士前期課程担当の教員数は兼担も含め197人、博士後期課程担当の教員数は兼担も含め115人である。授業科目数は博士前期課程で総計1344科目、教員1人当たりの平均担当授業科目数は4.4～8.5科目、博士後期課程で総計212科目、教員1人当たりの平均担当授業科目数は1.8科目である〔資料3-1-2-4～5〕。

資料3-1-2-1 東京外国語大学の部局別専任教員数

資料3-1-2-2 外国語学部における授業カテゴリーごとの教員配置一覧表（言語科目）

資料3-1-2-3 外国語学部における授業科目区分ごとの教員配置状況（地域科目・専修科目・教養科目）

資料3-1-2-4 外国語学部における授業カテゴリーごとの専任教員の比率（平成19年度）

資料3-1-2-5 大学院地域文化研究科の専攻ごとの開講授業科目と教員配置状況

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部の専任教員数は166人、教員1人当たりの学生現員数は23.1人、専任教員1人当たりの平均担当授業科目数は11.4科目である。大学院地域文化研究科の博士前期課程担当の教員数は兼担も含め197人、教員1人当たりの平均担当授業科目数は4.4～8.5科目、博士後期課程担当の教員数は兼担も含め115人、教員1人当たりの平均担当授業科目数は1.8科目である。

以上のように、本学では教員に過重な授業科目数を課しているとは言えず、主要な授業科目は原則専任の教授と准教授が、それ以外の授業科目はなるべく専任の教員が担当している。よって教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると言える。

観点3-1-3： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

外国語学部には、教授82人、准教授53人、講師6人、助教0人、および外国人特任教員25人の計166人が在職し、すべての専任教員が授業を担当している。観点3-1-2で述べたように、外国語学部では、本学の「目的」に照らして、平成19年度は、言語科目が874科目、地域科目・専修科目・教養科目が1525科目開講され、あわせて2399科目の授業科目がある。このうち専任教員の担当割合は、資料3-1-3-1にあるように、言語科目では70.6%、地域科目では79.8%、専修科目では85.7%になっている。また、言語科目について、さらに主専攻語科目と副専攻語科目に分けて、それぞれ専任教員の担当割合を計算すると、主専攻語科目では724科目のうち82.5%が専任教員によって担われ、副専攻語科目では150科目のうち13.3%を専任教員が担当している。

資料 3-1-3-1 外国語学部における授業カテゴリーごとの専任教員の比率（平成 19 年度）

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準第 13 条に定められた学士課程の必要最低限の専任教員数は 76 名であるが、外国語学部には 166 名の専任教員が在職している。また、外国語学部の教育課程は、言語教育、地域教育、専修教育を 3 つの柱として構成され、それぞれの専任教員の担当割合は、70.6%、79.8%、85.7%になっている。このうち、言語教育において専任教員の担当比率が相対的に低いのは、観点 3-1-2 で分析したように、言語教育においては少人数を基本としていること、ネイティブ・スピーカーによる会話授業を十分確保するために、非常勤講師に依存する割合が相対的に高くなっていることがある。以上のように、学士課程では、必要な専任教員の数確保されているといえる。

観点 3-1-4： 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

大学院地域文化研究科の博士前期課程担当の教員は兼任も含め、教授 116 人、准教授 73 人、講師 8 人、助教 0 人、博士後期課程担当の教員は兼任も含め、教授 80 人、准教授 34 人、講師 1 人、助教 0 人が在職している。専攻ごとの内訳、研究指導教員及び研究指導補助教員の内訳は別添資料の通りである[資料 3-1-4-1～2]。

資料 3-1-4-1 大学院地域文化研究科博士前期課程の教員構成

資料 3-1-4-2 大学院地域文化研究科博士後期課程の教員構成

【分析結果とその根拠理由】

大学院設置基準第 9 条に定められた研究指導教員、研究指導補助教員数を本学では博士前期課程、博士後期課程ともに十分確保していると言える[資料 3-1-4-3]。

資料 3-1-4-3 大学院地域文化研究科の研究指導教員数と研究指導補助教員数

観点 3-1-5： 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 3-1-6： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

外国語学部及び大学院地域文化研究科の専任教員の年齢構成、男女比、出身地域（国籍）は別添資料の通りである[資料 3-1-6-1～3]。また外国語学部及び大学院地域文化研究科では過去 5 年間の専任教員の募集が全て公募で行われており、うち 7 件は任期制が導入されている[資料 3-1-6-4]。

資料 3-1-6-1 外国語学部・大学院地域文化研究科の専任教員の年齢構成

資料 3-1-6-2 外国語学部・大学院地域文化研究科の専任教員の性別構成

資料 3-1-6-3 外国語学部・大学院地域文化研究科の専任教員の出身地域（国籍）別構成

資料 3-1-6-4 外国語学部・大学院地域文化研究科の最近 5 年間の専任教員募集形態

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部及び大学院地域文化研究科の専任教員はバランスの良い年齢構成となっており、他大学に比較して女性の比率、外国人の比率も非常に高い。その上、外国人教員は欧米ばかりでなく世界各地域から採用されている。また、公募制や任期制が導入されている。従って、本学では教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると言える。

観点 3-2-1： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

外国語学部・大学院地域文化研究科では、それぞれ「国立大学法人東京外国語大学外国語学部教員選考規程」[資料 3-2-1-1]、「国立大学法人東京外国語大学大学院地域文化研究科教員選考規程」[資料 3-2-1-2]に基づき新規採用を行っている。また、それぞれ「東京外国語大学外国語学部教員昇任基準申合せ」[資料 3-2-1-3]及び「東京外国語大学外国語学部教員昇任審査の手続きに関する申合せ」[資料 3-2-1-4]、「東京外国語大学大学院地域文化研究科教員昇任基準申合せ」[資料 3-2-1-5]に基づき昇任を行っている。

新規採用に関しては、採用基準を定め、公募要項で公表し、教授会から付託された審査委員会・選考委員会が

採用候補者の選抜を行い、教授会の投票で採用を決定する。また、昇任に関しては、昇任基準と昇任手続きが明確に定められており、審査委員会と教授会による適切な運用がなされている。

特に、外国語学部の新規採用候補者に対しては、シラバス案提出や模擬授業を通して教育上の指導能力が評価されている。また、大学院地域文化研究科の新規採用候補者に対しては、面接を実施し、教育研究上の指導能力の評価が行われている。

外国語学部教員の昇任に関しては、教育上の指導能力について評価を加えた上で審査が行われている。また、大学院地域文化研究科の昇任候補者に対しては、教育研究上の指導能力について評価を加えた上で審査が行われている。

資料 3-2-1-1 国立大学法人東京外国語大学外国語学部教員選考規程

資料 3-2-1-2 国立大学法人東京外国語大学大学院地域文化研究科教員選考規程

資料 3-2-1-3 東京外国語大学外国語学部教員昇任基準申合せ

資料 3-2-1-4 東京外国語大学外国語学部教員昇任審査の手続きに関する申合せ

資料 3-2-1-5 東京外国語大学大学院地域文化研究科教員昇任基準申合せ

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部・大学院地域文化研究科での教員の採用基準や昇格基準等は明確かつ適切に定められており、審査委員会・選考委員会等によって適切に運用がなされている。また、新規採用及び昇任に関しては、外国語学部では教育上の指導能力の評価、大学院では教育研究上の指導能力の評価が行われていると言える。

観点 3-2-2 : 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の教育活動に関する評価は、年度初めの教育目標の設定及び年度末の自己評価書の提出を各教員に課し、それに基づき点検・評価室が行っている。また、各学期末に授業評価アンケートを実施し、その結果を授業の改善に役立てている。この教育活動の評価を通して、別添資料のような教育の改善事例が見られた[資料 3-2-2-1]。

資料 3-2-2-1 教育評価活動の結果を踏まえた改善事例

【分析結果とその根拠理由】

2 つの違った観点から、教育活動の評価が定期的になされており、それに基づき改善に向けた適切な取り組みが行われている。

観点 3-3-1 : 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

外国語学部・大学院地域文化研究科の専任教員が担当する授業の教育内容（授業科目名によって代替）と研究内容との関係は別添資料の通りである[資料 3-3-1-1]。

資料 3-3-1-1 外国語学部と大学院地域文化研究科に所属する専任教員の教育内容と研究内容の関連性

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部・大学院地域文化研究科の専任教員の教育内容と研究内容は密接に関連していると言える。従って、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容と関連する研究活動が十分に行われていると言える。

観点 3-4-1 : 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教育に関わる事務組織、事務職員の配置は別添資料の通りである [資料 3-4-1-1～2]。TA の採用は各教員から希望を募り、当初配分予算範囲内で採用数を決定し、希望した教員全員に TA が配置されている。最近 5 年間の TA の採用実績と業務目的・業務内容は別添資料の通りである [資料 3-4-1-3]。また教員によっては、教員個人の教育研究費等から教務補佐を雇用し、教育課程の展開の補助としている者もいる。最近 3 年間の教務補佐の採用実績と業務目的・業務内容は別添資料の通りである [資料 3-4-1-4]。

資料 3-4-1-1 東京外国語大学における事務局組織図

資料 3-4-1-2 事務職員の配置状況

資料 3-4-1-3 過去 5 年間の TA の活用状況

資料 3-4-1-4 過去 3 年間の教務補佐の活用状況

【分析結果とその根拠理由】

教育に関わる事務組織は 1 学部・1 研究科という本学の教育体制に合わせた形で編制されている。また、TA や教務補佐等の教育補助者は教員の希望により配置され、教育課程の展開に必要な教育補助業務を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 本学を取り巻く環境の変化や現代的ニーズを踏まえて、全学的な立場から将来構想を審議する機関として「将来構想会議」を設置していること。
- ・ 女性教員の比率、外国人教員の比率が非常に高く、外国人教員は欧米ばかりでなく世界各地域から採用されており、教員組織活動の活性化が図られていること。
- ・ 教員の採用についてはすべてが公募であり、教員の採用・昇格については厳格な基準が規程と申し合わせを通して明文化されていること。

【改善を要する点】

- ・ 教育の状況に関する自己点検・評価結果が個々の教員に対しフィードバックされているが、組織的なフィードバックが十分にはなされていないこと。

(3) 基準3の自己評価の概要

本学では、教育課程の教育内容に応じて教員組織編制を行うという基本方針を有しており、学士課程、大学院課程ともに、教育課程の教育内容に応じて適宜、教育研究組織と学生教育組織の両方を教員組織としている。また、このような教員組織編制に基づき、外国語学部では81人の教授と53人の准教授、6人の講師、及び25人の特任外国人教員が在職し、大学設置基準第13条に定める最低限必要な専任教員の数が確保されている。また、大学院地域文化研究科には、兼担も含めて、116人の教授と73人の准教授が研究指導教員として、8人の講師が研究指導補助教員として所属し、大学院設置基準第9条が定める必要な研究指導教員の数、及び研究指導補助教員の数が専攻ごとに確保されている。その上、大学設置基準第10条が定めるように、主要と認められる授業科目については、原則として専任の教授と准教授が担当し、それ以外の授業科目についても、専任教員がなるべく担当している。以上のように、本学では教育課程を遂行するために必要な教員数が確保されているといえる。

本学では、専任教員の採用についてはすべて公募であり、一部では任期制も採用されている。また、女性教員の比率、外国人教員の比率が非常に高く、外国人教員は欧米ばかりでなく世界各地域から採用されており、年齢構成についてもバランスが確保されている。従って、教員組織活動を活性化するための措置が適切に講じられている。

教員の教育活動については、年度ごとに全ての専任教員が教育目標を設定し自己評価するとともに、学生による授業評価アンケートを通して、教育活動に関する定期的な評価を行い、その結果をフィードバックしている。また、教員の採用基準や昇格基準などについては、規程と申し合わせを通して厳格に定められ、学士課程では教育上の指導能力の評価、大学院課程では教育研究上の指導能力の評価が明文化され必須とされている。

教員の研究活動は、教育内容と密接に関連するものとなっており、教育目的を達成するための基礎となっている。

最後に、本学の事務局は100人の事務職員から構成され、編成された教育課程を展開するために必要な組織編制がなされている。また、毎年度、各教員からの希望に応じて、TAと教務補佐が採用され、必要とされる教育補助活動を担っている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-1 : 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学では、外国語学部と大学院地域文化研究科で、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定めている[資料 4-1-1-1～3]。外国語学部では、入学希望者向けの「大学案内」とそのホームページ版（http://www.tufs.ac.jp/prospective_students/ug-admission/ug-admissionpolicy.html）の両方に、本学の教育目標とアドミッション・ポリシーを掲載している。大学院地域文化研究科では、大学院案内のホームページ上に アドミッション・ポリシー（http://www.tufs.ac.jp/prospective_students/pg-admission/pg-admissionpolicy.html）を掲載すると同時に、その内容を入学者選抜試験の学生募集要項等で詳しく説明している。また、オープンキャンパス等で、大学案内及び大学院案内を配布し、学外関係者に対して公表及び周知を行っている。

資料 4-1-1-1 外国語学部のアドミッション・ポリシー

資料 4-1-1-2 大学院地域文化研究科博士前期課程のアドミッション・ポリシー

資料 4-1-1-3 大学院地域文化研究科博士後期課程のアドミッション・ポリシー

【分析結果とその根拠理由】

本学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、外国語学部と大学院地域文化研究科のそれぞれについて明確に定められ、入学希望者向けの大学案内・大学院案内や本学のホームページの入試情報を通して、また、オープンキャンパス等の大学広報の場を利用して、学内外の関係者に公表され、周知が図られている。

観点 4-2-1 : 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

外国語学部では、一般選抜入学者選抜方法を利用し、「前期日程」と「後期日程」による分離分割方式で実施されており、大学入試センター試験の成績、本学学力検査の成績及び調査書の内容を総合して合否判定が行われている[資料 4-2-1-1]。また、「学生募集要項」を通して、出題方針が明示され、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が行われている。なお、平成 18 年 2 月の本学学力検査から、前期日程に関しては、「外国語」に加えて「世界史」の試験も行われるようになった。

大学院地域文化研究科博士前期課程では、筆答試験と口述試験（あるいは口述・通訳実技試験）からなる学力検査を中心に入学者選抜を実施している。筆答試験では、専門研究を行うに十分な語学力の確認を行い、一部の

専攻・コースでは論述試験により、研究に必要な基礎学力の判定を行っている[資料 4-2-1-2]。また、口述試験（言語応用専攻の国際コミュニケーション・通訳専修コースでは、口述・通訳実技試験）では、研究計画書と論文に基づいた学力の検査が行われている。

大学院地域文化研究科博士後期課程では、主要論文、研究計画書及び学力検査（筆答試験・口述試験）等の内容を総合して、入学者選抜を行っている[資料 4-2-1-3]。学力検査のうち筆答試験では、専門的な研究を行うに十分な語学力の確認、口述試験では、主要論文と研究計画書に基づいた学力の検査が行われている。

資料 4-2-1-1 外国語学部における一般選抜入学者選抜方法

資料 4-2-1-2 大学院地域文化研究科博士前期課程の筆答試験

資料 4-2-1-3 大学院地域文化研究科博士後期課程の学力検査

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部では、アドミッション・ポリシーを踏まえ、大学入試センター試験を入学者選抜に利用するとともに、「前期日程」では「外国語」と「世界史」の学力検査が、「後期日程」では「外国語」の学力検査が実施されている。

また、大学院地域文化研究科では、それぞれの専攻ごとのアドミッション・ポリシーを踏まえ、受験生の特性に合わせて、言語科目、専攻専門科目、専攻科目を適宜組み合わせた筆答試験と論文・研究計画書に基づく口述試験を実施している。

外国語学部、大学院地域文化研究科ともに、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法が採用され、入試問題や筆答試験、口述試験の内容を工夫することによって、入学者選抜が実質的に機能するようにしている。

観点 4-2-2： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到係る状況】

本学では、その教育の目的を達成するために、外国語学部と大学院地域文化研究科ともに、留学生、社会人、編入学生等に対して、別途アドミッション・ポリシーを設ける必要はないと考えており、上記のアドミッション・ポリシーを適用している。ただし、これらの受験者の置かれた状況や特性に応じて、適切な対応をとっている。

留学生の受け入れに関しては、外国語学部日本課程において 30 名を定員として設け、日本留学試験の成績、本学学力検査の成績及び中等教育（高等学校等）の成績証明書の内容を総合して可否の判定が行われている[資料 4-2-2-1]。また、外国語学部では、日本課程以外の各課程への入学を希望する私費外国人留学生と帰国子女に対して、それぞれ特別選抜を実施している[資料 4-2-2-2]。大学院地域文化研究科博士前期課程では、留学生特別選抜は実施していないものの、4 専攻あわせて 50 人の定員を設けて、「日本語を母語としない受験者」に対して日本語での受験を認める等、実質的な配慮を行っている。

社会人の受け入れに関しては、外国語学部では特に実施していない。大学院地域文化研究科博士前期課程では定員を 10 名程度設けて社会人特別選抜を実施し、一部の試験を免除したり、口述試験の際の資料となる研究計画書や論文について、その要件を緩和している[資料 4-2-2-3～4]。

編入学生の受け入れに関しては、大学院地域文化研究科では特に実施していない。外国語学部では、欧米第一課程（英語・ドイツ語専攻）と東アジア課程（中国語、朝鮮語、モンゴル語専攻）で、それぞれ20名と10名の定員を設けて第3年次編入の特別選抜を実施している[資料4-2-2-5]。また、その時々欠員数に応じて、各課程・各専攻語で編入学生に関する特別選抜を実施している[資料4-2-2-6]。

- 資料4-2-2-1 外国語学部日本課程における留学生特別選抜の学力検査の試験内容
 資料4-2-2-2 私費外国人留学生と帰国子女に関する特別選抜の内容
 資料4-2-2-3 大学院地域文化研究科博士前期課程における社会人特別選抜の内容
 資料4-2-2-4 大学院地域文化研究科博士前期課程における一般選抜と社会人特別選抜の相違
 資料4-2-2-5 外国語学部第3年次編入学に関する特別選抜について
 資料4-2-2-6 外国語学部一般編入学に関する特別選抜について

【分析結果とその根拠理由】

本学では、留学生、社会人、及び編入学生等に関して、特段アドミッション・ポリシーを設けてはいないが、これらの学生の置かれた状況や属性に応じて、特別選抜入試などの適切な対応がとられているといえる。

観点4-2-3： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

外国語学部では、「入学試験委員会規程」と当該委員会が定めた「外国語学部入学試験における出題・採点等に関する細目」を通して、実際の入学者選抜の実施体制が組織化されている。入学試験委員会（以下、「入試委員会」とする）は、教育・学生等担当の副学長と外国語学部長、各課程・系列会議から互選された委員、及び本学学力検査実施教科等ごとの出題責任者から構成され、外国語学部入学者選抜、入学者特別選抜、編入学試験入学者選抜等、外国語学部の入学者選抜に関する具体的な実施体制（入学者選抜の方法、学力試験の実施体制や実施日時、合格者決定の学内手続きの日程等）に関して原案を作成し、教授会での審議を経て、入学者選抜を実施している。また、入試委員会には、外国語学部の若干名の教員によって構成される「入試情報処理部会」が置かれ、入学試験の成績等の電算情報処理を行っている（入学試験委員会規程第7条）。

実際の入学者選抜は、学長が、「外国語学部入学試験における出題・採点等に関する細目」に基づき、出題・採点責任者、出題・採点・集計委員、試験問題点検委員、試験監督委員、検査場責任者、試験問題分封委員、健康診断審査委員を決定している [資料4-2-3-1]。

大学院地域文化研究科では、大学院協議会が主体となって、「国立大学法人東京外国語大学大学院地域文化研究科教育研究等検討会議規程」と「国立大学法人東京外国語大学大学院地域文化研究科入学試験における出題・採点等に関する細目」に基づき、入学者選抜の筆答試験の出題委員と採点委員、及び試験監督委員を決定している [資料4-2-3-2～3]。また、入学者選抜の口述試験については、専攻ごとに、受験生の専門分野に応じて適切な口述試験委員を選出している。可否の判定については、社会人特別選抜に基づく定員と外国人留学生の定員を考慮しながら、大学院協議会と各専攻会議の審議を経て、大学院教授会で決定している。

資料 4-2-3-1 外国語学部の入学試験に関する各種委員の業務

資料 4-2-3-2 国立大学法人東京外国語大学大学院地域文化研究科教育研究等検討会議規程

資料 4-2-3-3 国立大学法人東京外国語大学大学院地域文化研究科入学試験における出題・採点等に関する細目

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部及び大学院地域文化研究科ともに、入学者選抜が適切な実施体制の下で行われるよう、規程や申し合わせ等を定め、入学者選抜を公正に実施している。また、大学院地域文化研究科では、口述試験の際に、受験生の専門分野に合わせて口述試験委員を選出することで、実質的できめ細かな入学者選抜が公正に行われている。従って、本学では入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているといえる。

観点 4-2-4：入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

外国語学部における入学者選抜に関する様々な検討を行うため、「入試室」を設けている [資料 4-2-4-1]。入試室は、入学者アンケートを毎年度実施し、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるのに適切な形で入学者選抜が実施されたかどうかを検討すると同時に、入学者の追跡調査を実施している [資料 4-2-4-2]。

大学院地域文化研究科では、大学院企画運営室と大学院協議会が中心となって、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが実際に行われているかどうかを検証するための取り組みが行われている。

なお、外国語学部では、入試室による入学者選抜の検証作業を通して、平成 18 年 2 月の「前期日程」の入学試験から、よりアドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れを促すために、新たに「世界史」を受験科目として課すことにした。また、大学院地域文化研究科博士前期課程でも、平成 18 年度の 4 専攻への改組に合わせて、平成 17 年 10 月の入学者選抜から、一部の専攻・コースで、専攻科目に関する論述試験を課すことにした。

資料 4-2-4-1 入試室の活動状況（抜粋）

資料 4-2-4-2 平成 19 年度入試実施報告について

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部では入試室が中心となって、大学院地域文化研究科では大学院企画運営室と大学院協議会が中心となって、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れを、入学者アンケート等を通して検証している。また、この検証結果に基づき、平成 18 年の入学者選抜では、外国語学部の入試科目に「世界史」が導入され、大学院地域文化研究科博士前期課程では、一部の専攻・コースで専攻科目の論述試験が新たに導入され、入学者選抜の改善が行われた。

以上のように、本学では、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れを検討する取り組みが行われ、その結果を入学者選抜の改善に役立てているといえる。

観点 4-3-1： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

外国語学部における一般選抜、帰国子女特別選抜、私費外国人留学生選抜、日本課程外国人留学生選抜、第3年次編入学、及び一般編入学に関する入学定員、志願者数、合格者数、及び入学者数等は、別添資料の通りである〔資料 4-3-1-1～6〕。帰国子女特別選抜、私費外国人留学生選抜、及び一般編入学については、それぞれ募集人員が若干名に対して、実入学者数が0人から2人となっている。一般選抜については、入学定員715人に対して、実入学者数は過去5年間で772人から819人となっており、入学定員の8.0%増から14.5%増となっている。日本課程外国人留学生選抜については、入学定員30人に対して、過去5年間の実入学者数は30人から34人となっている。第3年次編入については、入学定員30人に対して、実入学者数は29人から33人となっている。

大学院地域文化研究科博士前期課程の入学定員、志願者数、合格者数、及び入学者数は別添資料の通りである〔資料 4-3-1-7～8〕。

- 資料 4-3-1-1 外国語学部一般選抜の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数の推移
- 資料 4-3-1-2 外国語学部帰国子女特別選抜における入学定員と実入学者数の推移
- 資料 4-3-1-3 外国語学部私費外国人留学生特別選抜における入学定員と実入学者数の推移
- 資料 4-3-1-4 外国語学部日本課程外国人留学生選抜の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数の推移
- 資料 4-3-1-5 外国語学部第3年次編入学における入学定員、志願者数、合格者数、入学者数の推移
- 資料 4-3-1-6 外国語学部一般編入学における入学定員と実入学者数の推移
- 資料 4-3-1-7 大学院地域文化研究科博士前期課程の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数の推移
- 資料 4-3-1-8 大学院地域文化研究科博士後期課程の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数の推移

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部では、一般選抜、帰国子女特別選抜、私費外国人留学生選抜、日本課程外国人留学生選抜、第3年次編入学、及び一般編入学において、入学定員を大幅に超えたり下回ったりすることは見られないが、大学院地域文化研究科では、年度によって、また専攻・コースによって、入学定員を超えたり下回ったりする場合が見られる。これを解消するために、大学院地域文化研究科では、入学試験の方法を工夫する等、入学定員に実入学者数を合わせるための様々な取り組みを行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・外国語学部では、アドミッション・ポリシーに合致した学生の受け入れを可能とするため、平成 18 年度の一般選抜入試から、前期日程で新たに「世界史」を受験科目に加えた。
- ・外国語学部では、これまで実入学者数が入学定員を大幅に超えたり、下回ったりすることはなく、実入学者数と入学定員の適正化が図られている。
- ・大学院地域文化研究科では、アドミッション・ポリシーに合致した学生の受け入れを公正に図るために、受験生の特性に合わせて、言語科目の筆答試験と口述試験が実施されている。

【改善を要する点】

- ・大学院地域文化研究科では、平成 18 年度の改組以降も、また専攻・コースによって、実入学者数が入学定員を超えたり、下回ったりしている。

(3) 基準 4 の自己評価の概要

本学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、外国語学部と大学院地域文化研究科のそれぞれの教育目的に沿って明確に定められ、入学希望者向けの大学案内・大学院案内や本学のホームページの入試情報等を通して、学内外の関係者に公表され、周知が図られている。

また、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れを図るために、外国語学部では、一般選抜において分離分割方式を採用し、大学入試センター試験を入学者選抜に利用するとともに、「前期日程」では「外国語」と「世界史」の学力検査が、「後期日程」では「外国語」の学力検査が実施されている。大学院地域文化研究科では、受験生の特性に合わせて、言語科目、専攻専門科目、専攻科目を適宜組み合わせた筆答試験と論文・研究計画書に基づく口述試験を実施している。留学生、社会人、及び編入学生等に関しては、これらの学生の置かれた状況や属性に応じて、特別選抜入試などの適切な対応がとられているといえる。

外国語学部及び大学院地域文化研究科ともに、入学者選抜が適切な実施体制の下で行われるよう、規程や申し合わせ等を定め、入学者選抜を公正に実施している。また、大学院地域文化研究科では、口述試験の際に、受験生の専門分野に合わせて口述試験委員を選出することで、実質的できめ細かな入学者選抜が公正に行われている。

外国語学部では入試室が中心となって、大学院地域文化研究科では大学院企画運営室と大学院協議会が中心となって、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れを検証している。また、この検証結果に基づき、外国語学部の試験科目に「世界史」が導入され、大学院地域文化研究科博士前期課程では、一部の専攻・コースで専攻科目の論述試験が新たに導入され、入学者選抜の改善が行われている。

外国語学部では、一般選抜等において、入学定員を大幅に超えたり下回ったりすることは見られないが、大学院地域文化研究科では、平成 18 年度の改組以降も、また専攻・コースによって、入学定員を超えたり下回ったりする場合が見られる。これを解消するために、大学院地域文化研究科では、入学試験の方法を工夫する等、入学定員に実入学者数を合わせるための様々な取り組みを行っている。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5-1-1: 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点到係る状況】

外国語学部では、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実践にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めること」を目的とし、「言語・地域文化」を専攻分野とする「学士」の学位を授与しており、別添資料のように授業科目が配置されている〔資料5-1-1-1〕。また、別添資料にあるような卒業所要単位数の配当と各年度に配布される『履修案内』のカリキュラムのイメージ図を通して、授業科目の配置と実際の履修が教育課程として体系化されている。〔資料5-1-1-2～3〕。専門教育の柱としては、専攻語とその地域にかかわる基礎的な事項を、1・2年次の「主専攻語科目」と「地域基礎科目」を通じて履修し、3・4年次では、1・2年次で獲得した言語能力を活かしながら、「地域専門科目」や「専修専門科目」によって、専門的に諸分野の学問を学ぶと同時に地域文化研究に関する理解を深めるようにしている。

資料5-1-1-1 外国語学部における授業科目配置の骨子

資料5-1-1-2 外国語学部の卒業所要単位数の構成（平成17年度以降の入学者用）

資料5-1-1-3 カリキュラムのイメージ

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部では、「言語を通して地域文化研究を図る」という目標と「言語・地域文化」を専攻分野とする「学士」の学位に即するように、それぞれの授業科目区分と授業科目が配置され、教育課程を体系的に編成しているといえる。

観点5-1-2: 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

上述の教育課程の編成方針のもとに、「言語科目」では、「読む」、「聞く」、「話す」、「書く」の4つの技能をその全般にわたってバランス良く訓練し、実践的な水準にまで達するように、授業の内容が設計されている。また、「地域科目」については、専攻語と関連の深い地域について、その文化・社会に関して様々な観点から基礎的・総合的に理解することを目的とするように「地域基礎科目」の授業内容が構成され、各地域に関して専門的かつ視野の広い研究を進めていくために必要な言語、文化・社会等の諸問題を学ぶように、「地域専門科目」の授業内容が組み立てられるようにしている。

「専修科目」については、学問研究の方法論を体系的に学ぶように授業内容が構成され、3つの履修コース（言語・情報、総合文化、地域・国際）ごとに、「専修基礎科目」では、そ

それぞれの基礎的事項・入門的な内容が授業され、「専修専門科目」では人文・社会科学の体系的な内容と地域文化研究の専門的な内容が取り上げられるようになっている。

最後に、「総合科目」は、以上のような「言語」、「地域」、「専修」のそれぞれの授業科目区分では取り扱えないような、複合的領域の問題を題材にして、現代社会に生活するに相応しい教養を身に付けられるように授業内容が工夫されている。

各授業科目の概要は、別添資料の通りである[資料5-1-2-1]。

資料5-1-2-1 外国語学部における授業科目の概要

【分析結果とその根拠理由】

各授業科目区分はそれぞれ明確な役割が与えられており、その授業内容が教育課程全体の編成の趣旨に沿ったものとなっているといえる。

観点 5-1-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学では、授業の内容が、教育全体の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている[資料5-1-3-1～2]。2つの21世紀COEプログラム「言語運用を基盤とする言語情報学拠点」及び「史資料ハブ地域文化研究拠点」、特別教育研究経費「中東イスラーム研究教育プロジェクト」、様々な科研費プロジェクト等による最新の研究成果が授業に反映されている。

資料5-1-3-1 最新の研究成果の授業内容への反映（平成19年度開講授業より抜粋）

資料5-1-3-2 科学研究費補助金による研究成果の授業内容への反映

資料5-1-3-3 アジア・アフリカ言語文化研究所の共同研究の授業内容への反映

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部の授業内容は、以上のように、教育全体の目的を達成するための基礎となる研究の成果を十分に反映したものとなっている。

観点 5-1-4： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】

教育課程の充実のため、別添資料のように、他大学への派遣制度[資料5-1-4-1～2]、インターンシップによる単位認定[資料5-1-4-3]、「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された「26言語情報リテラシープログラム」及び「生きた言語習得のための26言語・語劇支援」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された「在日外国人児童生徒への学習支援

活動」とその後継事業、多言語・多文化教育研究センターによる「多言語・多文化社会」を通じた、補充教育の実施[資料5-1-4-~6]等を行っている。なお、平成16年度入学生から、学部・大学院5年制の教育プログラムとして特化コースを開設した[資料5-1-4-7~8]。

- 資料5-1-4-1 外国語学部における他大学への派遣制度
- 資料5-1-4-2 外国語学部における他大学への派遣制度の利用状況
- 資料5-1-4-3 総合科目IX「キャリア開発・インターンシップ支援」のシラバス
- 資料5-1-4-4 「26言語情報リテラシープログラム」に基づく授業（平成19年度）
- 資料5-1-4-5 「生きた言語習得のための26言語・語劇支援」の内容とそれに基づく授業
- 資料5-1-4-6 多言語・多文化教育研究センターによる「多言語・多文化社会」（平成19年度開講分）
- 資料5-1-4-7 学部・大学院5年制の特化コースの概要
- 資料5-1-4-8 特化コース案内（平成19年度）

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、学生の多様なニーズ、学術発展の方向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成が行われている。

観点 5-1-5： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

原則として年間50単位の履修登録上限を設けて、単位の実質化を図っている[資料5-1-5-1]。また、主専攻語の授業や演習・卒業論文演習等の授業を通して適切な履修指導を行っている。授業時間外の学習時間の確保については、補助教材等をホームページ上で掲載したり、e-Learningシステムを利用したりすることにより、自習時間の確保を図っている。

- 資料5-1-5-1 外国語学部における履修登録上限設定

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、外国語学部では単位の実質化への配慮が十分なされているといえる。

観点 5-1-6： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-2-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、T Aの活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

授業科目は、別添資料のように講義、演習、実習等の授業形態を適宜組み合わせている[資料5-2-1-1]。学習指導方法の工夫としては、言語教育は原則として少人数教育を基本とし、ネイティブ・スピーカーによる授業を重視している[資料5-2-1-2～3]。3・4年次の演習及び卒業論文演習でも少人数教育が徹底され、対話・討論を重視した授業を展開している[資料5-2-1-4]。なお、平成17年度から、日本課程では、留学、海外研修を効果的に取り入れた臨地型授業を導入している[資料5-2-1-5]。

資料5-2-1-1 外国語学部の授業形態（平成19年度）
 資料5-2-1-2 言語教育のクラス規模（平成19年度）
 資料5-2-1-3 言語教育の授業科目に占めるネイティブ・スピーカーの授業科目の割合
 資料5-2-1-4 演習と卒業論文演習のクラス規模の分布
 資料5-2-1-5 臨地型授業の例

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、教育の目的に照らして、バランスのよい授業形態が組み合わされており、教育内容に応じて適切な学習指導方法がとられているといえる。

観点 5-2-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

全教員が共通のフォーマットでweb入力することによってシラバスを作成し、冊子の配布やweb上での閲覧を通して広く活用されている[資料5-2-2-1]。なお、授業の実態に合わせて、4月以降もweb上のシラバスは変更・修正が可能となっている。シラバスは冊子で配布されるほか、web上での閲覧が可能になっている。

資料5-2-2-1 シラバスの例

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているといえる。

観点 5-2-3： 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

図書館と研究講義棟に学生用のパソコンを設置し、AVライブラリーには学生用視聴覚機器を用意して、学生の自主学習の場を確保している[資料5-2-3-1]。

教員各自がオフィスアワーを設定することで、個々の学生の自主学習の促進や補充教育に取り組んでいる。また、留学生については、勉学上必要な日本語運用能力の向上を目指して、「全学日本語プログラム」による補充教育を行っている。

このほか、インターネット上でオンライン教材を用いて自習し、課題を提出できるe-Learningシステムを構築し、21世紀COEプログラム「言語運用を基盤とする言語情報学拠点」が開発したTUFS言語モジュール、現代的教育ニーズ取組支援プログラム「e-日本語—インターネットで拓げる日本語の世界」で開発した日本語教材等を用いて、自主学習と基礎学力不足への対応を行っている。

資料5-2-3-1 学生の自主学習に利用可能な本学の情報機器の設置状況

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等を組織的にやっているといえる。

観点5-2-4： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-3-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

外国語学部では、各授業科目の成績評価基準、卒業認定基準、卒業所要単位数等を規程において定めている[資料5-3-1-1～4]。なお、これらの基準に関しては、各年度に学生に配布される『履修案内』とシラバスを通じて周知されている。

資料5-3-1-1 外国語学部における成績評価基準に関する規程
 資料5-3-1-2 外国語学部における卒業認定基準に関する規程
 資料5-3-1-3 履修年次及び最低修得単位数（非モジュール専攻所属学生）
 資料5-3-1-4 履修年次及び最低修得単位数（モジュール専攻所属学生）

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているといえる。

観点5-3-2： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学則に定められた成績評価基準に基づき、各授業科目の成績評価基準を担当教員が個々に定めシラバスに明記し、それに基づき成績評価と単位認定を行っている。なお、専門教育の一つの柱である1・2年次の主専攻語の授業科目（非モジュール）に関しては、履修すべき6科目を総合して行うことにし、それに基づいて専攻語ごとに進級判定がなされている。また、卒業認定については、教務委員会と教授会の審議を経ることによって、卒業認定基準に従った評価とその適切さが担保されている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているといえる。

観点5-3-3： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

外国語学部では、成績評価等の正確さを担保するため、「学生からの成績問い合わせ」システムが整備されている[資料5-3-3-1]。

資料5-3-3-1 学生からの成績問い合わせ件数

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているといえる。

<大学院課程>

観点5-4-1： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院地域文化研究科では、「世界の言語・文化、地域社会及び国際関係につき、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」を目的とし、「学術」、「文学」、「言語学」、「国際学」のいずれかを専攻分野とする「修士」の学位と「学術」を専攻分野とする「博士」の学位を授与しており、博士前期課程と博士後期課程で別添資料のように授業科目が配置されている[資料5-4-1-1～4]。

資料5-4-1-1 大学院地域文化研究科博士前期課程の授業科目
 資料5-4-1-2 大学院地域文化研究科博士前期課程の修了要件
 資料5-4-1-3 大学院地域文化研究科博士後期課程の授業科目
 資料 5-4-1-4 大学院地域文化研究科博士後期課程の修了要件

【分析結果とその根拠理由】

大学院地域文化研究科では、教育の目的や授与される学位に照らして、また目的とする学問分野や職業分野における期待に応えられるよう教育課程が体系的に編成されているといえる。

観点 5－4－2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

上述の教育の目的と授与される学位、および目的とする学問分野や職業分野の期待を考慮して、博士前期課程では、「専攻専門科目」は、それぞれの専攻・コースごとに教育課程の柱となる授業科目によって構成されている。また、「専門特殊研究」を通じて修士論文の指導を行っている。「学術表現演習」は、専攻する言語研究・地域研究に必要な言語運用能力やプレゼンテーションの技能などを高めるように、授業内容が構成されている。「専攻関連科目」は、学生の専攻・研究内容に応じて、それぞれが必要と思われる授業科目を履修するように配置されている。なお、言語応用専攻（国際コミュニケーション・通訳専修コースを除く）と国際協力専攻では、専攻の主な目的が高度専門職業人の養成にあるため、「学術表現演習」の履修は修了要件に含まれていない。

これに対して、博士後期課程では、「共通」科目およびそれぞれの地域ごとの授業科目とも、研究者養成にふさわしい内容となるように、授業内容が構成されている。

以上のような授業科目区分ごとの設計指針を踏まえて、各授業科目はそれぞれの授業内容を構成している。授業科目区分ごとに代表的な授業科目をいくつか取り上げて、その授業内容を示すと、別添資料の通りである [資料5-4-2-1～2]。

資料5-4-2-1 大学院地域文化研究科博士前期課程における授業科目の概要
 資料5-4-2-2 大学院地域文化研究科博士後期課程における授業科目の概要

【分析結果とその根拠理由】

各授業科目区分はそれぞれ明確な役割が与えられており、その授業内容が教育課程全体の編成の趣旨に沿ったものとなっているといえる。

観点 5－4－3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学では、授業の内容が、教育全体の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映

したものとなっている[資料5-1-3-1～2]。2つの21世紀COEプログラム「言語運用を基盤とする言語情報学拠点」及び「史資料ハブ地域文化研究拠点」、特別教育研究経費「中東イスラーム研究教育プロジェクト」、文部科学省「ニーズ対応型地域研究推進事業」に採択された「中東とアジアをつなぐ新たな地域概念・共生関係の模索」及び「東南アジアのイスラーム」、特定領域研究「資源の分配と共有に関する人類学的総合領域の構築」をはじめとする様々な科研費プロジェクト等による最新の研究成果が授業に反映されている。なお、「コーパスに基づく言語学教育研究拠点」が平成19年度のグローバルCOEプログラムに採用され、今後その最新の研究成果が授業に反映される予定である。

資料5-4-3-1 最新の研究成果の授業内容への反映（平成19年度開講授業より抜粋）

資料5-4-3-2 科学研究費補助金による研究成果の授業内容への反映

資料5-4-3-3 アジア・アフリカ言語文化研究所の共同研究の授業内容への反映

【分析結果とその根拠理由】

大学院地域文化研究科の授業内容は、以上のように、教育全体の目的を達成するための基礎となる研究の成果を十分に反映したものとなっている。

観点 5-4-4： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

博士前期課程、博士後期課程ともに、履修手続きについては、学生が履修しようとする授業科目を主任指導教員の指導の下に選定し、主任指導教員の許可を得た上で履修届を提出するという手続きを定めている。また、学生による予習、口頭発表及び討論等を中心に授業は進められており、それに基づき成績評価が行われ、単位の実質化が図られている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、博士前期課程、博士後期課程では単位の実質化への配慮が十分なされているといえる。

観点 5-4-5： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-5-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の

活用等が考えられる。)

【観点に係る状況】

大学院地域文化研究科の授業は、少人数教育を基本とし、学生による口頭発表や討論に基づく演習形式で実施されている [資料 5-5-1-1]。

また、博士前期課程の言語応用専攻と国際協力専攻では、高度専門職業人の養成という観点から、教室での実習や臨地実習（インターンシップ）などの授業形態をもつ授業科目を組み込んでいる [資料 5-5-1-2]。

資料5-5-1-1 大学院地域文化研究科のクラス規模の分布

資料5-5-1-2 博士前期課程の実習授業や臨地実習授業の例（平成19年度）

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、教育の目的に照らして、バランスのよい授業形態が生まれ、それぞれの教育内容に応じて適切な学習指導方法がとられているといえる。

観点 5-5-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

全教員が共通のフォーマットでweb入力することによってシラバスを作成し、冊子の配布やweb上での閲覧を通して広く活用されている [資料5-5-2-1]。なお、授業の実態に合わせて、4月以降もweb上のシラバスは変更・修正が可能となっている。シラバスは冊子で配布されるほか、web上での閲覧が可能になっている。

資料5-5-2-1 シラバスの例

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、大学院地域文化研究科では、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているといえる。

観点 5-5-3： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-6-1： 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。**【観点に係る状況】**

大学院学則第7条に定めた各専攻の目的に沿うよう、博士前期課程・博士後期課程ともに、主任指導教員を置き、研究指導を行っている〔資料 5-6-1-1〕。主任指導教員については、各専攻・コースの専門特殊研究担当の教授、準教授の中から、学生の希望に基づき、学生の研究テーマを考慮した上で、教授会の審議をへて決定している。

資料5-6-1-1 大学院地域文化研究科の目的

【分析結果とその根拠理由】

大学院地域文化研究科では、教育課程の趣旨に沿った研究指導体制が適切に実施されているといえる。

観点 5-6-2： 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。**【観点に係る状況】**

博士前期課程については、主任指導教員と副指導教員による複数教員研究指導体制をとっている〔資料5-6-2-1〕。博士後期課程については、主任指導教員と2名の研究指導担当教員からなる博士論文指導委員会を設置して、学生の研究指導の責任を負っている〔資料5-6-2-2〕。また、博士前期課程、博士後期課程とも、あらかじめ決められた予算の範囲内で学生をTA、RAに採用することができ、TA、RA活動を通して、教育研究に関する技能の向上と教育的活動の訓練が図られている〔資料5-6-2-3〕。

資料5-6-2-1 博士前期課程における複数教員による指導体制
 資料5-6-2-2 博士後期課程における複数教員による指導体制
 資料5-6-2-3 最近5年間のTA、RAの採用状況とその活動

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、博士前期課程も博士後期課程も、研究指導に対する適切な取り組みが行われているといえる。

観点 5-6-3： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。**【観点に係る状況】**

博士前期課程では、修士論文の作成に関して、主任指導教員と副指導教員による指導体制が敷かれ、「専門特殊研究」という授業科目を中心に、修士論文指導が行われている。また、毎年度末に主任指導教員と副指導教員が連名で「研究指導報告書」を研究科長宛に提出する

ことで、修士論文作成に関する指導が適切かどうか、点検が行われている。

これに対して、博士後期課程では、主任指導教員と2名の研究指導担当教員からなる博士論文指導委員会を設置して、学生の研究指導の責任を負っている。また、「博士論文指導委員会による博士論文の作成等の指導」として、博士後期課程では、毎年度末に研究進捗状況の確認として、博士論文の構想・研究方法等を明らかにした論文計画書の作成と提出（第1段階）、学術誌等への論文発表または研究業績の執筆・提出、面接指導とその大学院教授会への報告（第2段階）、博士論文の執筆（第3段階）を求め、博士論文に関する適切な指導が学生の研究の進捗状況に合わせて行われるように「国立大学法人東京外国語大学学位審査等に関する細則」に定められている〔資料5-6-3-1〕。

以上のような、論文指導体制により、平成18年度は、博士前期課程の学位取得率が72.9%、博士後期課程では、1年次と2年次の進級率が100%、課程博士の学位を取得した者が15名であった。また、博士後期課程では、入学定員に対する学位取得者の比率は22%、単位修得退学者の比率は37%、単位修得退学までに要した平均年数は4.4年であった。

資料5-6-3-1 大学院地域文化研究科における博士論文指導体制

【分析結果とその根拠理由】

大学院地域文化研究科では、複数教員による論文指導体制をとっており、博士前期課程については指導報告書を通して、博士後期課程については研究状況を段階的に確認することを課すことによって、体制の整備を図っており、進級率をみると、その指導体制は十分に機能しているといえる。ただし、学位所得率、学位取得者数はあまり高いとは言えない。この背後には、人文社会系大学院の抱える一般的な問題、就学上の経済的な問題が関連していると考えられるが、それらの問題を乗り越えるための方策を立てることが今後望まれる。

観点5-7-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到係る状況】

大学院地域文化研究科では、各授業科目の成績、修士論文・修士研究及び博士論文の試験の成績を、大学院学則において別添資料のように定めている〔資料 5-7-1-1〕。学位論文の成績評価については、博士前期課程、博士後期課程とも、論文審査員による論文審査報告書の提出を求め、その専攻会議、教授会での審議を通して、成績評価基準の策定に代えている。

修了認定基準に関しては、大学院学則において別添資料のように定められている〔資料 5-7-1-1〕。ただし、博士前期課程の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者、また、言語応用専攻と国際協力専攻における本学外国語学部特化コースからの進学者で、優れた研究業績を上げたと認められる者は、在学期間1年で修了可能としている。また、博士後期課程の在学期間については、優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士前期課程2年修了者の場合にあつては博士後期課程に1年以上、博士前期課程を1年で修了した者の場合にあつては博士後期課程に2年以上、それぞれ在学すれば足りるとされている。

なお、成績評価基準および修了認定基準に関しては、『履修案内』とシラバスを通じて周知されている。

資料5-7-1-1 大学院地域文化研究科の成績評価基準と修了認定基準

【分析結果とその根拠理由】

博士前期課程も博士後期課程もともに、組織として成績評価基準と修了認定基準が策定され、『履修案内』を通して周知されている。

観点 5－7－2： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

博士前期課程と博士後期課程の各授業科目の成績評価と単位認定に関しては、シラバスに記載した「成績評価の方法」に基づいて行われている。学位論文の審査と最終試験については、大学院学則において別添資料のように定めている〔資料 5-7-3-1〕。学位論文の成績評価と学位の授与に関しては、審査委員会の結果報告にもとづいて、大学院教授会が成績評価基準に合致した評価がなされているかどうかを審議し議決している。また、修了認定に関しても、所定の授業科目の単位修得と学位論文の審査及び最終試験の審査の結果に基づき、大学院協議会と大学院教授会による審議と議決によりなされている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

観点 5－7－3： 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学位論文の審査体制については、「国立大学法人東京外国語大学学位審査等に関する細則」で、その詳細が定められている。

修士論文の審査については、学生による修士論文審査の申請を受けて、大学院地域文化研究科教授会は、主査となる主任指導教員と副査となる2名の教員からなる審査委員会を設置し、修士論文の審査と最終試験を実施し、その結果は、各専攻会議、大学院協議会、大学院地域文化研究科教授会によって審議され、議決されることになっている〔資料5-7-3-1〕。

博士論文の審査については、研究指導體制として定められたプロセスを経たのち、学生による博士論文審査の申請を受けて、大学院地域文化研究科教授会は、主査となる主任指導教員と副査となる4名からなる審査委員会を設置し、博士論文の審査と最終試験を実施し、その結果は、大学院地域文化研究科教授会によって審議され、議決されることになっている〔資料5-7-3-2〕。なお、副査となる審査委員には、他の大学院もしくは研究所等の教員等を含めることが可能であり、学外審査委員がほとんどの論文審査に加わっている。

資料5-7-3-1 修士論文の審査体制に関する規程

資料5-7-3-2 博士論文の審査体制に関する規程

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、修士論文と博士論文の審査体制は、「国立大学法人東京外国語大学学位審査等に関する細則」に基づいて整備され、適切に機能しているといえる。

観点 5－7－4： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

大学院地域文化研究科では、成績評価等の正確さを担保するため、2006（平成 18）年度から、「学生からの成績問い合わせ」システムを導入した。このシステムによる学生からの成績問い合わせの件数は、別添資料の通りである〔資料 5-7-4-1〕。

資料5-7-4-1 学生からの成績問い合わせ件数

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、大学院地域文化研究科では成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているといえる。

＜専門職大学院課程＞

観点 5－8－1： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5－8－2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5－8－3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5－8－4： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5－8－5： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5－9－1： 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5－10－1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5－10－2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-10-3： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-11-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-11-2： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-11-3： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 21 世紀 COE プログラム，特別教育研究経費に基づく教育研究プロジェクトなど，外部資金による研究成果が，多くの授業で取り入れられていること。
- ・ 「特色ある大学教育支援プログラム」や「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に基づく正規教育と補充教育が数多く実施されていること。
- ・ 大学院課程では，とりわけ博士後期課程において，学位論文にかかる研究指導体制と学位論文審査体制が，規程や細則を通して明確に整備され，機能していること。

【改善を要する点】

- ・ 該当なし。

(3) 基準 5 の自己評価の概要

本学では，教育目標や授与される学位に照らして学士課程と大学院課程の教育課程を編成し，授業内容を構成している。また，授業内容は，2 件の 21 世紀 COE プログラムと 1 件の特別教育研究経費に基づく教育研究プロジェクトの成果を反映したものをはじめ，教育目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている。その上，他大学との単位互換制度や，「特色ある大学教育支援プログラム」，「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に基づく正規教育や補充教育の実施，あるいは学部・大学院 5 年制の特化コースの設置によって，学生の多様なニーズや学術発展の方向，社会からの要請に対応している。年間修得可能単位数の上限設定や授業を通じた履修指導，e-Learning システムによる授業時間外の学習確保によって，単位の実質化が図られている。

授業形態は講義と演習が中心で，教育目的の達成にとってバランスがとれている。また授業は，言語教育と演習・研究指導を中心に少人数教育が基本とされ，教育目的に応じて，臨地型授業や実習，インターンシップなどが導入されている。このほか，教育内容に応じて学習指導方法の工夫ができるように，教室に情報・視聴覚機器等を整備したり貸出が行われたりしている。シラバスは，教育課程編成の趣旨に沿うように記載項目を指定し作成され，配布物や web ページを通して活用できるようにしている。

成績評価基準や卒業・修了認定基準については，学則や規程を通して組織として策定され，学生に周知されている。また，それに従った成績評価や単位認定，卒業・修了認定が実際に行われている。成績評価等の正確さを担保するための措置として，成績問い合わせシステムが導入され機能している。なお，大学院課程では細則を通して厳格な学位論文審査体制が整備され機能している。

このほか，学士課程では，自主学習が可能となるように利用可能空間や情報機器を提供し，電子メールでの問い合わせやオフィスアワー，あるいは e-Learning システムを利用して，基礎学力不足の学生への配慮もしている。他方，大学院課程では，教育課程の趣旨に沿った研究指導ができるように，規程や細則を設け，学位論文にかかる適切な指導体制が整備され機能している。また，複数教員による研究指導や TA，RA 活動を通して，学生の教育研究能力の向上にも努めている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-1 : 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

外国語学部では、「広い教養と視野を身につけ、柔軟な思考力と豊かな感性を磨き、高度な言語運用能力を駆使して、様々な文化的背景をもつ人々と協働し、地球的課題に取り組むことができる人材育成をめざす」という方針を明確化し、ホームページ (<http://www.tufs.ac.jp/education/ug/outline.html>) 上で、それぞれの授業科目区分ごとに学年進行にそって学生が身に付ける学力、資質・能力を明らかにしている [資料 6-1-1-1]。

大学院地域文化研究科では、「国立大学法人東京外国語大学大学院学則」の第 3 条の 2 において、「地域文化研究科は、地球社会と世界諸地域の言語・文化・社会を対象とした専門研究を深め、あるいは多言語を運用し国際社会に寄与する実践的知識と技法を習得して、その高度な専門知識と実務能力をもって世界に活躍することのできる創造的かつ先端的な人材育成をめざす」という方針を明確化し、専攻ごとに目的を定め、学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について定めている [資料 6-1-1-2]。

以上の方針の達成状況の検証・評価については、外国語学部では教務委員会が、大学院地域文化研究科では大学院協議会が、授業評価アンケートや就職先アンケートの結果に基づいて点検・評価を行っている。

資料 6-1-1-1 外国語学部の学生が身に付けるべき学力、資質・能力

資料 6-1-1-2 大学院地域文化研究科の学生が身に付ける学力、資質・能力及び養成しようとする人材像等

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部・大学院地域文化研究科ともに、学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について方針を明らかにしている。また、教務委員会や大学院協議会において、方針がどの程度達成されているかを確認し、達成状況を検証・評価するための適切な取り組みを行っているといえる。

観点 6-1-2 : 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

外国語学部の学生が身につける学力や資質・能力について、授業科目区分ごとの成績分布と単位修得率、進級率と卒業率、本学で実施している TOEIC-団体 IP テストの成績分布から検証する。

平成 18 年度の授業科目区分ごとの成績評価の分布と単位修得率（受講登録者に占める単位修得者の割合）は別

添資料の通りである [資料 6-1-2-1]。主専攻語科目では、「優」の割合が 47.0%となっているが、単位修得率は 89.4%と高くなっている。また、卒業論文演習・卒業研究演習、卒業論文・卒業研究では、「優」の割合が 76%以上と高く、単位修得率も 88%以上と高い。地域専修科目や専修専門科目といった選択科目では、「優」の修得者は 40%以上、単位修得率は 68%以上である。総体的に見て、単位修得率は高い水準にある。

学生の異動状況は別添資料の通りである [資料 6-1-2-2]。進級率・卒業率（在籍者数に復学者数を加え、退学者数と休学者数を差し引いた数に対する、各年度末における進級あるいは卒業が決まった者の数の割合）は、毎年度 80%以上と高い状況にある。

最近 4 年間で計 15 回実施した TOEIC -団体 IP テストの成績分布は別添資料の通りである [資料 6-1-2-3]。受験者の平均点は、最低が 672.7 点、最高が 729.2 点となっており、TOEIC 運営委員会によるランクづけでは、ほとんどの学生が C ランク（日常生活のニーズを充足し、限定された範囲内では業務上のコミュニケーションができるレベル）以上で、A ランク（non-native として十分なコミュニケーションができるレベル）の高得点を得ている者の割合はおおよそ 7%から 15%となっている。

大学院地域文化研究科の学生が身につける学力や資質・能力について、各課程の学位取得率、学生の異動状況、および所属学生の研究論文等の内容・水準から検証する。

博士前期課程における平成 18 年度の学位取得率は 67.8%で、人文・社会系大学院としては比較的高い状況にある [資料 6-1-2-4]。博士後期課程の学位取得率については、入学年度別にみると、8.0%から 60.0%と大きくバラツキがあるが、平成 19 年 3 月 31 日現在では、平成 4 年度からの累計入学者 403 人に対して、90 人（課程博士 84 人、論文博士のうち本学博士後期課程に在学したことがあるもの 6 人）に博士の学位が授与され、平均して 22.3%の学位取得率となっている。

学生の異動状況は別添資料の通りである [資料 6-1-2-5]。博士前期課程では、必修科目の単位修得不足等による留年がないため、1 年次から 2 年次への進級率は 100%となっている。2 年次の修了率は、この 5 年間で 50%強から 72.9%へと上昇し、比較的高い状況にある。博士後期課程では、1・2 年次の学年末に博士論文指導委員会による論文指導を兼ねた進級審査が行われるが、1・2 年次ともに進級率は 100%となっている。

平成 16 年度から平成 18 年度までの大学院生による研究論文等の発表状況は別添資料の通りである [資料 6-1-2-6]。過去 3 年間に大学院生が公表した論文等は 190 点あり、その多くが査読付き論文である。

本学の学生が身につける学力や資質・能力について、その達成状況を示す資料として、教育職員免許状の取得状況と国家公務員採用試験及び外務省専門職員採用試験の合格実績から検証する。教育職員免許状の取得については、中学校および高等学校の英語を中心に、毎年度およそ延べ 110 人程度の学生が取得している [資料 6-1-2-7]。国家公務員採用試験等については、年度によって合格実績が異なるが、毎年数人の合格者を出している [資料 6-1-2-8]。

資料 6-1-2-1 外国語学部における授業科目区分ごとに見た成績分布と単位修得率（平成 18 年度）

資料 6-1-2-2 外国語学部における学生異動の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

資料 6-1-2-3 本学で実施した TOEIC -団体 IP テストの得点分布

資料 6-1-2-4a 大学院地域文化研究科における学位取得率の推移

資料 6-1-2-4b 大学院地域文化研究科博士後期課程における学位取得者数

資料 6-1-2-5 大学院地域文化研究科における学生異動の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

資料 6-1-2-6 大学院地域文化研究科所属院生の研究業績

資料 6-1-2-7 教育職員免許状の取得状況

資料 6-1-2-8 国家公務員採用試験等の合格実績

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部では、必修科目を中心に高い単位修得率が見られる。成績評価の分布状況は、どの科目区分でも単位修得者の内およそ 40%以上が「優」、50%以上が「良」以上である。進級率も卒業率も 80%以上で、高い数値といえる。TOEIC の成績については、平均点や TOEIC 運営委員会のランクづけから判断して、本学学生が修得した英語力が非常に高い水準にあることがわかる。従って、外国語学部では、学生が身につけるべき学力や資質・能力が、教育の成果や効果としてあがっているといえる。

大学院地域文化研究科の博士前期課程では、進級率、修了率、学位取得率ともに高い状況にある。博士後期課程では、進級率が高く、学位取得率は低いが、研究論文等の発表数は過去 3 年で 190 点と多い。人文・社会系大学院で博士学位取得率が低いという一般的な傾向を考えると、本学の博士後期課程の学位取得率はさほど低いとはいえない。従って、大学院地域文化研究科では、学生が身につけるべき学力や資質・能力が、教育の成果や効果としてあがっているといえる。

教育職員免許状の取得や国家公務員採用試験、外務省専門職員採用試験の合格実績からも、学生が身につけるべき学力や資質・能力が、教育の成果や効果としてあがっているといえる。

観点 6-1-3： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

外国語学部では、平成 18 年度に学生による授業評価アンケートを実施し、教育の成果や効果に関して「内容がよく理解できるように学期を通して授業全体が構成されていた」、「内容が充実した授業だった」、「講義内容はわかりやすかった」の 3 設問項目で調査を行った。学生の「満足度」は 5 段階評価で表され、集計では「不満」と「やや不満」を「悪い」、「ふつう」を「普通」、「やや満足」と「満足」を「良い」の 3 項目で集計した [資料 6-1-3-1]。

大学院地域文化研究科では、平成 19 年 1 月に授業評価アンケートを実施し、教育の成果や効果に関して大きく「論文指導の授業」と「大学院教育全般」の 2 つの観点から調査を行い、外国語学部と同様の方法で集計した [資料 6-1-3-2]。また、平成 19 年 1 月の学位論文提出時に実施した「卒業・修了予定者の教育満足度アンケート」結果も同様の方法で集計した [資料 6-1-3-3]。

資料 6-1-3-1 教育の成果や効果についての学生満足度

資料 6-1-3-2 教育の成果や効果についての学生満足度

資料 6-1-3-3 教育の成果や効果についての卒業生・修了生満足度

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部では、授業評価アンケートの集計結果から、授業内容の構成については、約 70%の学生が「良い」

と評価し、授業内容の充実度と理解度については、それぞれ約 75%と 70%の学生が「良い」と評価した。従って、約 7 割の学生が授業構成に満足し、分かりやすく充実した授業を受講できたと評価していることになる。

大学院地域文化研究科では、論文指導の授業を、全ての質問項目で約 8 割以上の学生が「良い」と評価している。

卒業・修了予定者の教育満足度調査結果では、全ての調査項目で約 7 割以上の学生が「普通」か「良い」と評価している。

以上のように、外国語学部・大学院地域文化研究科ともに教育の成果や効果が十分に上がっているといえる。

観点 6-1-4： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

外国語学部卒業生の主な就職先は、鉱工業、サービス業、教員、公務員、在外公館派遣員等であり、主な進学先は国内外の国公立大学院である [資料 6-1-4-1]。定量的に見ると、進路先補足率が低かったために、平成 14・15 年度は就職率が非常に低いが、平成 16 年度以降は 60%台後半と高い。また、進学率は過去 5 年間約 10%台前半で推移している [資料 6-1-4-2]。

大学院地域文化研究科博士前期課程修了生は、博士後期課程に進学する者が多く、教員となる者もかなり見られる [資料 6-1-4-3]。また、高度専門職業人養成系の国際協力専修コースでは国際協力機構や外務省（専門職）、法務省、国立国会図書館、NHK 等、国際コミュニケーション・通訳専修コースでは日本銀行や通訳翻訳業等、それぞれのコースで習得した専門的な知識や技能が活かせる就職先に就職している。博士後期課程の修了者は、中退者を含め、大学等の常勤や非常勤の教員になる者がほとんどである [資料 6-1-4-4]。定量的に見ると、博士前期課程では、就職率・進学率ともに過去 5 年間 20～30%台であり、博士後期課程では、就職率は 20～40%台である [資料 6-1-4-5]。

資料 6-1-4-1 外国語学部卒業生の進路

資料 6-1-4-2 外国語学部における就職率と進学率の推移

資料 6-1-4-3 大学院地域文化研究科博士前期課程修了生の進路

資料 6-1-4-4 大学院地域文化研究科博士後期課程修了者（あるいは中退者）の進路

資料 6-1-4-5 大学院地域文化研究科における就職率と進学率の推移

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部卒業生の約 8 割が就職または進学しており、大学院地域文化研究科の博士前期課程では、就職する者と進学する者の割合はほぼ半々であり、全体の 5～6 割の者が就職または進学している。高度専門職業人養成系のコースでは、専攻やコースで学んだ専門知識や技能が活かせる職業に就く者が多い。博士後期課程では、修了者や中退者のほとんどが大学等の常勤や非常勤の教員になっている。

以上のように、本学では、教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学という

卒業・修了後の進路状況等の実績や成果から、教育の成果や効果が上がっているといえる。

観点 6-1-5： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では、2006 年 11 月に、卒業生・修了生の就職先企業等に対し、本学の教育成果や効果についてアンケート調査を実施した。そのアンケート結果は別添資料の通りである [資料 6-1-5-1]。

資料 6-1-5-1 卒業生・修了生就職先アンケート結果（平成 18 年度）

【分析結果とその根拠理由】

卒業生・修了生就職先アンケートの調査結果によれば、本学の教育成果や教育効果について、アンケート回答企業のうち 79.5%が総合的に「良い」と評価し、「悪い」と評価したのは 2.6%に過ぎなかった。この結果から見て、本学の卒業生・修了生の就職先企業等は、本学の教育についてその成果や効果が上がっていると判断しているといえる。教育観点別の評価結果を見ると、「語学力」、「国際感覚」に関しては、80%以上の回答企業が「良い」と評価した。他方、「IT スキル」、「企画力」、「問題解決力」、「実務知識・技能」、「専門知識」に関しては、「良い」と評価した企業が 50%未満であった。これらの教育観点では高い評価を得ることができなかったものの、「悪い」と評価した企業の割合が 10%を超えたのは「専門知識」だけで、その他に関しては 10%以下であった。語学力や国際性に重点を置いた本学の教育目標からすれば、本学の教育の成果や効果は、卒業生・修了生の就職先の企業等から非常に高い評価を受けているといえる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 学士課程では、単位修得状況、進級・卒業状況、TOEIC の得点などの資格等の取得状況と、学生による授業評価アンケートの結果からして、学生が身につけるべき学力、資質・能力について、教育の成果や効果が上がっているといえる。

【改善を要する点】

- ・ 大学院の博士後期課程において、学位取得率が低いこと。

（3）基準 6 の自己評価の概要

本学では、学士課程、大学院課程ともに、ホームページや学則を通して、学生が身につけるべき学力、資質・

能力や養成しようとする人材像等について明確な方針が明らかにされている。また、単位修得状況、進級や卒業・修了の状況、あるいは本学学生の TOEIC の得点分布や教職員免許状の取得状況などの資格取得状況から判断して、学士課程と大学院課程の博士前期課程については、学生が身につけるべき学力、資質・能力について、教育の成果や効果が上がっているといえる。他方、大学院課程の博士後期課程については、在学する学生の研究論文等の発表数から判断して、教育の成果や効果が上がっているといえるが、学位取得率は低い状況にある。

一方、本学が定めた、学生が身につけるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての明確な方針が達成されているかどうかを検証・評価するために、本学では、授業評価アンケートや卒業生・修了生の就職先アンケートを実施している。そして、これらアンケートの結果は、学士課程では教務委員会、大学院課程では大学院協議会で審議され、検証・評価している。

平成 18 年度に実施された学生による授業評価アンケートによれば、学士課程、大学院課程ともに、7 割以上の在学学生が、本学の教育について、「良い」という評価を下している。また、同年度末に実施された卒業・修了予定者に対する本学の教育満足度についてのアンケートでは、総じて約 7 割以上の人が、本学の教育について「良い」あるいは「普通」と回答している。このことから、本学では、教育の成果や効果が上がっているといえる。

また、卒業生や修了生の卒業・修了後の進路や、就職率や進学率といった定量的な面を合わせてみると、本学の教育の目的で意図している養成しようとしている人材像等について、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。他方、卒業生や修了生が就職した先に対するアンケートでは、IT スキル、企画力、問題解決力、実務知識・技能、専門知識等において高い評価を得られなかった一方で、本学の教育目的に近い語学力や国際感覚では、非常に高い評価を受けている。このような結果からすれば、本学の教育については、その成果や効果が上がっているといえる。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-1 : 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

外国語学部では、新入生に対する「科目履修ガイダンス」と「新入生オリエンテーション」において授業科目の選択に関するガイダンスが行われるほか、1, 2 年次の学生に対しては専攻語の授業において、3, 4 年次の学生に対しては演習および卒業論文演習の授業において、授業科目の選択に関して指導が行われている。また、4 月の履修登録期間前に、教務委員会主催で「履修相談コーナー」を設置し、学生の履修に関する相談に応じている。

3 年次以降の履修コースの選択に関しては、10 月中旬にコースごとのゼミ案内を 2 年次の学生に配布するほか、カリキュラム担当の教員が 2 回にわたってコース・ガイダンスを開催している。また、オフィスアワー等を利用して、適宜学生の履修コースと卒論指導教員の選択に関する指導を行っている。

大学院地域文化研究科では、前期課程・後期課程ともに、新入生に対するオリエンテーションにおいて授業科目と学位論文指導教員の選択に関するガイダンスが行われるほか、論文指導教員が指導学生の授業科目履修計画を確認するとともに、履修指導を行っている。

学生の履修やコース決定などに必要な情報はホームページ上にも掲載されている。

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部・大学院地域文化研究科とも、学生の授業科目の選択や履修コースの決定に対して、適切な時期にガイダンス等が実施されている。学生の個別相談については、専攻語の授業、演習と卒業論文演習の授業、「履修相談コーナー」等を通して、適切に対応している。なお、ガイダンス等に対する要望や現行のガイダンスの問題点を把握するために、平成 18 年度にアンケートが実施された [資料 7-1-1-1~3]。このアンケート結果を踏まえ、2007 年度の学期初めに、2 年次向けの履修コース・ガイダンスが新たに開催されており、履修コースの選択に関するガイダンスに改善・工夫が見られる。

資料 7-1-1-1 新入生履修ガイダンスに関する満足度 (平成 18 年度)

資料 7-1-1-2 2 年次生向きコース・ガイダンスに関する満足度 (平成 18 年 10 月)

資料 7-1-1-3 大学院新入生オリエンテーション・ガイダンスに関する満足度 (平成 18 年度)

観点 7-1-2 : 学習相談、助言 (例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。) が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

全ての専任教員にオフィスアワーを設定し、「学生便覧」、シラバス、及びホームページ上で周知し、学生の学習相談や助言について対応するとともに、全ての教員のメール・アドレスを公開し、電子メールによる問い合わせに

応じている。また、少人数教育の特性を活かし、主専攻語の授業や演習、卒業論文演習を通して、授業担当者がきめ細かな学習相談、助言を行っている。オフィスアワーの活用状況や電子メールによる相談・助言等の利用実績については、別添資料の通りである [資料 7-1-2-1]。

資料 7-1-2-1 オフィスアワーと電子メールによる相談・助言の利用実績

【分析結果とその根拠理由】

オフィスアワー、電子メール、主専攻語の授業や演習、卒業論文演習等を通して、学習相談、助言が適切に行われているといえる。

観点 7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

少人数教育の特性を活かし、外国語学部では、主に主専攻語の授業や演習、卒業論文演習を通して、大学院地域文化研究科では、主に論文指導に当たる専門特殊研究の授業を通して、学習支援に関する学生のニーズを把握している。また、学生相談室を設置し、学習支援に関する学生のニーズを把握している [資料 7-1-3-1 及び資料 7-1-3-2]。

資料 7-1-3-1 学生相談室の利用状況

資料 7-1-3-2 学生相談室の相談内容（平成 18 年度）

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部・大学院地域文化研究科ともに、少人数教育の特性を活かし、授業の場を通して、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されている。また、学生相談室を通して、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されている。以上のように、学生支援に関する学生のニーズが適切に把握されているといえる。

観点 7-1-4： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 7-1-5： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

留学生に関しては、希望に応じてチューターを採用し、様々な学習支援を行っている。最近5カ年のチューターの採用実績と総労働時間数は、別添資料の通りである[資料 7-1-5-1]。また、日本語能力に関する学習支援として、レベル別の全学日本語プログラムを用意している[資料 7-1-5-2]。

大学院地域文化研究科に所属する社会人学生に関しては、履修上の便宜を図るとともに、電子メール等を利用して柔軟な形で論文指導等を行っている[資料 7-1-5-3]。

障害のある学生に関しては、教務課、学生課を中心に学習支援を行っている[資料 7-1-5-4]。平成 17 年度については、肢体不自由者 1 名と視覚障害者 3 名が在籍し、教科書や教材等の点訳作業のための教務補佐 4 名の雇用、パソコンの画面を読み上げる音声ソフトの積極的な活用等、様々な学習支援を行っている。

心身のケアを必要とする学生に関しては、学生相談室での対応や保健管理センターのカウンセリングを通して、必要な学習支援が行われている。

資料 7-1-5-1 チューターの人数

資料 7-1-5-2 全学日本語プログラムの概要

資料 7-1-5-3 社会人の人数

資料 7-1-5-4 身体に障害のある学生数

【分析結果とその根拠理由】

特別な支援を行うことが必要と考えられる者に対し、チューター制度、全学日本語プログラム、電子メール等を利用した指導、バリアフリー化、点訳作業のための教務補佐の雇用、カウンセリング等の学習支援体制が整備されており、必要に応じて学習支援が行われている。

観点 7-2-1： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

自主的学習環境として、附属図書館に個別閲覧室・グループ閲覧室、研究講義棟に大学院生向けの研究室、各階のフリースペースに自主学習用の机と椅子が配置されている。

情報機器の利用に関しては、情報コラボレーションセンターが中心となって、教育情報化支援室と連携しながら、自主学習用パソコンを附属図書館に 210 台、研究講義棟のコンピュータ室と AV ライブラリーにそれぞれ 117 台と 34 台、設置している。また、キャンパスにある全ての建物内に無線 LAN が敷設され、学生が各自のパソコンを用いて学内ネットに接続できるようにしている。AV ライブラリーでは、海外の番組や映像資料等を自由に視聴すること

ができる。

自主的学習環境の整備状況、施設の利用実績は別添資料の通りである [資料 7-2-1-1～2]。利用者に対し適宜アンケートを実施し、施設、情報機器の利用に関する満足度やニーズを随時把握している [資料 7-2-1-3]。

資料 7-2-1-1 自主的学習環境の整備状況

資料 7-2-1-2 自主的学習環境の利用件数

資料 7-2-1-3 自主的学習環境に関する学生の利用満足度調査の結果

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館や研究講義棟に自主的学習スペースや自由に利用できる情報機器が十分に設置されている。また、授業関連設備アンケートや附属図書館状況アンケートの集計結果によれば、自主的学習環境に関する学生の利用満足度は総じて十分なレベルにあるといえる。

観点 7-2-2： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

大学が支援すべきサークル活動等について一定の基準を設け、現在、別添資料のような体育会、文化系サークルの活動を施設・設備面、財政面で支援している [資料 7-2-2-1～2]。学生課がサークル活動の窓口になっており、顧問となった教員と協力しながら必要な助言を与えている。

施設・設備面では、運動場や体育館といった運動施設とそれに併設されたサークル棟があり、大学会館には文化系サークルを中心に利用される集会室や和室がある。財政面での支援は、別添資料の通りである [資料 7-2-2]。

また、大学が支援している学生の課外活動として、毎年 5 月に開催される学内競漕大会、10 月に開催される大阪外国語大学との定期競技大会、11 月に開催される大学祭（通称「外語祭」）がある。平成 16 年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された「生きた言語習得のための 26 言語・語劇支援」プログラムを通して、外語祭で上演される「語劇」を積極的に支援している（詳細については、<http://www.tufs.ac.jp/common/fs/gogeki/>を参照）。

資料 7-2-2-1 大学が支援するサークル活動等の基準

資料 7-2-2-2 大学が支援しているサークル団体等の一覧（平成 18 年度）

【分析結果とその根拠理由】

大学は学生のサークル活動等の課外活動を施設・設備面や財政面を中心に支援しており、学生課を中心に助言を与えている。また、平成 16 年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された「生きた言語習得のための 26 言語・語劇支援」プログラムを通して、外語祭で上演される「語劇」を積極的に支援している。以上のように、学生のサークル活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているといえる。

観点 7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学生の健康相談については、保健管理センターの医師、看護師、カウンセラーが担当している [資料 7-3-1-2]。学生の生活相談、進路相談については、学生相談室と就職支援室が中心となって対応している [資料 7-3-1-3～4]。各種ハラスメントについては、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等人権侵害に関わるハラスメント防止委員会とハラスメント相談室が相談や助言を行っている。学生に対する相談・助言体制の利用状況と利用満足度は、別添資料の通りである [資料 7-3-1-5～6]。

資料 7-3-1-1 保健管理センターの規程

資料 7-3-1-2 保健管理センターの利用日・利用時間

資料 7-3-1-3 学生相談室と就職支援室の規程

資料 7-3-1-4 学生相談室と就職支援室の利用体制

資料 7-3-1-5 保健管理センターの利用状況

資料 7-3-1-6 学生相談室と就職支援室の利用状況

【分析結果とその根拠理由】

健康相談は保健管理センター、生活相談、進路相談は学生相談室及び就職支援室、各種ハラスメント相談はセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等人権侵害に関わるハラスメント防止委員会及びハラスメント相談室が中心となって、必要な相談・助言体制を整備している。各種相談・助言体制に対する学生の利用満足度調査によれば、相談・助言体制の認知度がやや低いものの、学生の利用満足度は総じて十分なレベルにあるといえる。

観点 7-3-2： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学生の生活支援等に関するニーズについては、学生課と学生委員会を中心に、その把握に努めている。また、平成 18 年度には、大学生生活協同組合の協力を得て、本学学生に関する生活実態調査を実施した。調査結果は、別添資料の通りである [資料 7-3-2-1]。

学生の個別のニーズに関しては、少人数教育の特性を活かし、専攻語の授業や演習、卒業論文演習の授業を通して把握に努めている他、学生相談室、就職支援室、ハラスメント相談室、保健管理センターを通して、組織的に汲み上げられている。また、平成 18 年度から、電子メールによって直接学生のニーズを把握するための「目安箱」を設置している (<http://www.tufs.ac.jp/insidetufs/index.html>)。

資料 7-3-2-1 学生の生活実態に関する調査結果（平成 18 年 10 月実施）

【分析結果とその根拠理由】

生活支援等に関する学生のニーズは、授業を通して、あるいは各種相談室を通して、随時把握する体制をとっている。また、平成 18 年度には、大学生協同組合の協力を得て、学生の生活実態に関するアンケート調査が行われた。以上のように、生活支援等に関する学生のニーズは適切に把握されているといえる。

観点 7-3-3： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

【観点に係る状況】

留学生に関しては、希望に応じてチューターを採用し、日常的な生活支援等を行っている。最近 5 カ年のチューターの採用実績と総労働時間数は、別添資料の通りである [資料 7-1-5-1]。その他、学内 NGO として「東京外国語大学留学生支援の会」(<http://homepage3.nifty.com/is-tufs/>) を組織し、留学生への日常生活支援、暮らしの情報提供、日本理解及び交流の場の提供、友好・親善イベントの開催等を通して、留学生に対する生活支援等を実施している。また、国際交流会館において、留学生に対し安価な住居を提供している。

障害のある学生に関しては、希望に応じてチューターを採用し、日常的な生活支援等を行っている。また、大学構内をすべてバリアフリー化し、キャンパス生活での様々な支障を取り除くよう努めている。

【分析結果とその根拠理由】

特別な支援を行うことが必要と考えられる留学生と障害のある学生に対し、希望に応じてチューターを採用し、生活支援等を行っている。また、留学生については、「東京外国語大学留学生支援の会」の活動、国際交流会館における住居の提供、障害のある学生については、大学構内のバリアフリー化等によって生活支援等を行っている。以上のように、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対し生活支援が行われているといえる。

観点 7-3-4： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、独自の奨学金制度として留学生推進経費および百周年記念教育研究振興基金により、留学生や留学する日本人学生に対する財政支援を行っている [資料 7-3-4-1]。また、日本学生支援機構の奨学金を初めとする各種の奨学金を取り扱っており [資料 7-3-4-2]、これら奨学金に関する情報は、「学生便覧」や「キャンパスライフ」のホームページ (<http://www.tufs.ac.jp/life/index.html> や <http://www.tufs.ac.jp/life/scholarship.html>) 上に掲載するとともに、学生課掲示板を通じて、学生全体に提供されている。平成 18 年度の奨学金制度の利用実績は、

別添資料の通りである [資料 7-3-4-1]。なお、平成 18 年度に「国際教育支援基金」を設置し、募金活動を開始しており、将来的にこの基金に基づいて、本学独自の奨学金制度を拡大する予定である。

入学金免除と授業料免除については、それぞれ規程に従って申請資格、免除基準等が設定されており、学生委員会と教授会の審議を経て、免除者が決定されている [資料 7-3-4-3~4]。

資料 7-3-4-1 本学独自の奨学金制度

資料 7-3-4-2 本学が取り扱っている奨学金制度と利用実績

資料 7-3-4-3 入学金免除と授業料免除に関する規程

資料 7-3-4-4 入学金免除と授業料免除の最近 4 年間の実績

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、本学独自の奨学金をはじめとする各種奨学金制度の取り扱い、入学金免除・授業料免除の実施を通して、学生の経済面の援助が適切に行われているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・留学生に対して、「全学日本語教育プログラム」という補充教育を提供することで、個々の留学生のおかれた状況に応じて、適切な学習支援がなされていること。
- ・障害のある学生に対する生活支援のひとつとして、大学構内がすべてバリアフリー化されていること。
- ・大学祭における「語劇」に対して、「特色ある大学教育支援プログラム」を通じた支援がなされていること。

【改善を要する点】

- ・該当なし。

(3) 基準 7 の自己評価の概要

学生の授業科目の選択や専門、専攻の決定に関して、外国語学部も大学院地域文化研究科とともに、その都度、適切な時期にガイダンスやオリエンテーションを実施している。また、オフィスアワーや電子メール等を活用して、学生に対して個別に学習相談、助言を行うだけでなく、専攻語や演習の授業を通して、きめ細かな学習相談や助言、あるいは学習支援に関する学生ニーズの汲み取りがなされるようにしている。学習支援に関するニーズの把握は、学生相談室でも行われている。

留学生や社会人学生、あるいは障害のある学生といった特別の支援を必要とする者については、必要に応じて、チューターや教務補佐を採用したり、電子メール等による直接的な学習支援等を実施している。また、留学生については、全学日本語教育プログラムを通して補充教育も行っている。このほか、本学では、附属図書館や研究講義棟内に十分な自習スペースを確保し、学生が自由に利用できる情報機器も十分設置している。

学生のサークル活動等をはじめとする課外活動に関しては、それが円滑に進められるように施設設備面と財政面

を中心に様々な支援を行っている。特に、大学祭では、「特色ある大学教育支援プログラム」を通して、語劇への支援が行われている。

健康相談は保健管理センター、生活相談、進路相談は学生相談室及び就職支援室、各種ハラスメント相談はセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等人権侵害に関わるハラスメント防止委員会及びハラスメント相談室が中心となって、必要な相談・助言体制を整備している。また、生活支援等に関する学生のニーズは、授業を通して、あるいは各種相談室を通して、随時把握する体制をとっている。また、平成 18 年度には、大学生生活協同組合の協力を得て、学生の生活実態に関するアンケート調査が行われた。

留学生については、国際交流会館の建設やチューターの採用、あるいは「東京外国語大学留学生支援の会」の活動を通して、必要な生活支援を行っている。また、障害のある学生についても、チューターの採用や大学構内のバリアフリー化を通して生活支援を行っている。

本学独自の奨学金制度をはじめとする各種奨学金の取り扱いや入学金免除・授業料免除の実施を通して、学生への経済面での支援を行っている。また、平成 18 年度に「国際教育支援基金」を設置して、募金活動を開始し、将来的に独自の奨学金制度を拡大する予定である。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-1 : 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の校地面積は 142,331 m²、校舎面積（職員宿舎等を除く）は 67,368 m²である。大学設置基準による校地面積は 34,460 m²、校舎面積は 13,703 m²である。学生一人あたりの校舎面積は 19.5 m²である [資料 8-1-1-1]。

研究講義棟には講義室が 38 室設けられ、その総床面積は 4,209 m²、学生 1 人当たりの講義室面積は 1.0 m²であり、講義室全体で総座席数は 3,136 席である。講義室の平均利用率は 67 %と高く、効率的に活用されている。また、研究講義棟には演習室が 42 室設けられ、その総床面積は 1,783 m²、総座席数は 948 席となっている。平均利用率は 54 %と有効活用されている [資料 8-1-1-2]。講義室の全ての部屋には、空調設備が完備されており、プロジェクター機器、モニター、無線 LAN 設備などの設備も整備されている。

附属図書館は、平成 12 年 3 月に竣工した地上 4 階建、延床面積 6,930 m²の独立した棟である。館内には、閲覧スペースに加え、グループ閲覧室（6 室）、個室閲覧室（10 ブース）、マルチメディアルーム及び情報端末スペースが設けられ、574 席の閲覧席及び 213 台のパソコンが設置されている。開館時間は、平日が 9:00 ～ 21:45、土曜日は 9:30 ～ 16:45 であり、入館者数は一日平均 1,180 名程度である [資料 8-1-1-3]。

学生に多言語の映像・音声情報を提供するための施設として、教育情報化支援室の AV ライブラリー（265 m²）がある。ここでは、多言語のオーディオテープ、ビデオ、CD、DVD 等のメディアを視聴することができ、学生の教育支援として活用されている。また、ビデオ・オーディオ教材を作成・編集するために、スタジオ（調整室等の付室を含め 111 m²）が整備されている。このほか、言語情報実験実習室、音声学実験室、観察分析室、心理学実験室（4 室 231 m²）等といった施設もある。

本学の情報発信機能、研究・教育機能等の教育・研究活動支援の充実のため、平成 18 年 4 月に総合情報コラボレーションセンターが設置された。学内各所に 800 台近い PC が設置され、毎日 1,000 人の学生が延べ 4,000 回利用しており、情報処理環境の中核として機能している [資料 8-1-1-4]。

体育に関する施設としては、体育館（屋内球技全般）、武道場、陸上競技場（サッカー兼用）、テニスコート、弓道場、トレーニングセンター、音楽・舞踏練習室、合宿研修施設（ボート）等があり、学生数との対比で授業を実施する上で十分な設備が設置されている [資料 8-1-1-5]。

身体に障害のある者等に対する配慮として、施設のバリアフリー化の推進が図られ、研究講義棟、附属図書館、アジア・アフリカ言語文化研究所、大学会館、留学生日本語教育センター、屋内運動場、国際交流会館（1・2 号館）、本部管理棟の各棟に身障者エレベータ（車椅子対応）を設置しているほか、身障者用トイレ・スロープ等（保健管理センターを含む各棟）も設置している。また構内に点字ブロックを設けるなど、身体に障害のある者の教育・研究及び生活環境に対する支援体制を実現している [資料 8-1-1-6]。

資料 8-1-1-1	土地校舎面積
資料 8-1-1-2	講義室・演習室
資料 8-1-1-3	附属図書館月間統計
資料 8-1-1-4	総合情報コラボレーションセンターパンフレット
資料 8-1-1-5	体育施設
資料 8-1-1-6	施設のバリアフリー化

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地及び校舎面積は、大学設置基準を満たすとともに、研究講義棟には講義室と演習室を設け、プロジェクター機器、無線 LAN を設置し、全ての講義室に空調設備が完備されている。また、学生の教育支援として自習室、演習室、附属図書館、体育関連施設、情報関連施設などが整備され、有効活用されている。施設のバリアフリー化については、身体障害者への利便性を十分に考慮した施設・設備対策が図られている。

以上のように、本学の基本理念、教育目標に照らして、必要と考えられる施設・設備が整備され、有効に活用できる状況であると判断する。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

観点 8-1-2： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

平成 12 年度のキャンパス移転を通じて、キャンパス内の全ての建物を光ファイバーで結び、体育館とサークル棟の一部及びその他の各建物内のすべての部屋で高速 LAN への接続を可能とした。平成 18 年度には、情報処理センターを総合情報コラボレーションセンターに改組するとともに、センターシステムの更新により、末端まで 1Gbps で超高速 LAN に接続できるようになった。また、平成 16 年度から無線 LAN のサービスを開始し、キャンパス内に 98 台のアクセスポイントを設置し、すべての建物で接続することができる。学生は、共用パソコンだけでなく、無線 LAN 及び図書館の自由接続ポートを使用してキャンパスネットワークを利用できる [資料 8-1-1-5]。

キャンパスネットワークに接続する際は、接続のための認証が必要であり、セキュリティにも十分配慮している。また、サーバや共用パソコンには、それぞれウィルス対策を行っている。システムを利用するためのアカウントは、授業または講習会を通してすべての学生に与えられ、サーバ上のファイルサービスを始めとして、電子メール、メーリングリスト作成、Web ページ作成のサービスを提供している。平成 18 年度からは、ブログ作成サービスも開始した。

学生が自由に利用できる共用パソコンは 244 台あり、附属図書館に 210 台、研究講義棟に 34 台ある。附属図書館には利用予約の必要なパソコンが 48 台ある。PC 教室には 250 台のパソコンを配置し、そのうちの 117 台がある 2 教室では、事前登録者に対して、英語の自学習システムなどが授業時間外に利用可能となっている。このほか、大学院生用の研究室には 59 台、留学生日本語教育センターの教室に 35 台、就職情報提供用に 13 台の共用パソコンがある。使用を許可された学生には、共同研究室などにある 76 台のパソコンの使用も認められている。

利用頻度の多い季節では、毎日約 1,000 人の学生がシステムにログインし、延べ約 4,000 回使用している。

無線 LAN の利用は、4～12 月の 8 ヶ月間に、延べ 5,000 弱のユーザが約 8,000 回の接続を行っている。また、有線 LAN への自由接続利用は、同様に 1,000 を超えるユーザが約 2,000 回接続を行っている。

インターネットへの情報発信のためにホームページが 909 作成されている。そのうち個人のページが 686、サークルなどのグループのページが 223 ある。ブログは 39 ページ作成され、メーリングリストは 772 作成されている。そのうち個人用が 207、サークルなどのグループ用が 565 となっている [資料 8-1-2-1]。

資料 8-1-2-1 総合情報コラボレーションセンターパンフレット

【分析結果とその根拠理由】

本学では光ファイバーによる超高速 LAN と無線 LAN を駆使して、24 時間、学内のどこからでも接続できる超高速ネットワークが実現されている。PC 教室、附属図書館、AV ライブラリー、共同研究室等のパソコンは、いつでも利用できる環境にあり、使用頻度も高く、適切なセキュリティ管理とメンテナンスが実施されている。以上のように、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークを適切に整備し有効に活用されているといえる。

観点 8-1-3： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点に係る状況】

施設マネジメント室は、本学の基本理念に基づき、施設設備の整備・充実の推進、教育研究活動の活性化に資するため、「施設の有効活用に関する要項」、「全学共通利用スペース運用に関する要項」、「施設利用規程」を定め、ホームページに掲載するとともに、土地、施設・設備等の有効活用を推進している [資料 8-1-3-1～4]。

学内の主要施設の運用に関しても、課外活動施設については、各施設・設備に関する情報について、学生便覧に申請方法を掲載するとともに、申請書を本学ホームページよりダウンロード可能としている [資料 8-1-3-5～6]。また、新入生ガイダンス時に施設利用説明を行うほか、課外活動団体の連絡会及びリーダー研修会等においても施設利用に関する申し合わせを確認している。施設使用細則を学生便覧に掲載し全学生に周知している。利用状況は担当課窓口に「申し込み状況一覧」を設け公開している [資料 8-1-3-6]。

その他学内における主要施設の運用に関しても、附属図書館、総合情報コラボレーションセンター、保健管理センターにおいて、それぞれ施設・設備の運用に関する方針を明確に定め、ホームページ上で周知している。

- 資料 8-1-3-1 国立大学法人東京外国語大学施設マネジメント室規程
- 資料 8-1-3-2 国立大学法人東京外国語大学施設の有効活用に関する要項
- 資料 8-1-3-3 国立大学法人東京外国語大学全学共通利用スペース運用に関する要項
- 資料 8-1-3-4 国立大学法人東京外国語大学施設利用規程
- 資料 8-1-3-5 施設利用案内等 学生便覧 P29, 105-108, 112-113
- 資料 8-1-3-6 学生課・教務課での手続きの方法

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備についての運用方針が明確に規定されており、新入生ガイダンス、「学生便覧」などの資料の配付、ホームページなどを通して周知されている。以上のように、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているといえる。

観点 8-2-1： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

附属図書館では、平成 19 年 4 月 1 日現在、図書 721,536 冊、学術雑誌 7,010 タイトルを所蔵している。一部貴重書を除きすべて開架されており、本学の特性にあわせ、言語を主とした分類体系により、系統的に図書・雑誌が配置され、学生等が自由に閲覧できる [資料 8-2-1-1]。蔵書構成は、日本語図書・英語図書が合わせて全体の 40%、ヨーロッパ系言語（英語を除く）図書、アジア系言語（日本語を除く）図書がそれぞれ約 30%になっている。

シラバスに掲載された図書については、毎年網羅的に購入し整備している。主として学生用図書の選定は、学生からの要望に配慮しながら、9 名の各学問分野から選出された教員からなる選書委員会が行なっている。また、留学生用図書として、日本課程及び留学生日本語教育センター教員に推薦を依頼している。

学術雑誌は、原則 3 年毎にタイトルの見直しを行っている。閲覧可能な電子ジャーナルのタイトル数は、6,884 であり、データベース 11 種を導入している [資料 8-2-1-2]。

NACSIS-CAT への登録の書誌新規作成件数は毎年 8,000 件を超えている。また、多様な言語を含む図書資料を提供するため、OPAC 等においても、可能な限りオリジナルの文字による検索・表示を可能とする工夫を行っている。

なお、視聴覚資料については、図書館とは別に AV ライブラリーがあり、オーディオテープ、ビデオ、CD、DVD など 4,500 点の視聴覚教材が所蔵され利用されている。

附属図書館は地域社会にも開放されており、学外者の利用も含めて、平成 18 年度の入館者数は 288,825 名であった。また、学生には総計 61,062 冊の図書・雑誌が貸し出され、学生一人当たりの貸出冊数は、およそ 13 冊であった [資料 8-2-1-3]。

資料 8-2-1-1 図書受入及び蔵書数、雑誌受入統計

資料 8-2-1-2 附属図書館ホームページ（オンラインジャーナルメニュー、オンラインデータベースメニュー）

資料 8-2-1-3 月別貸出冊数統計

【分析結果とその根拠理由】

資料の選定は、各分野の教員により選定されており、バランスのとれた系統的な蔵書構成となっている。また、留学生用図書やシラバスに掲載された図書なども整備されている。

以上のように、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・キャンパス内に 98 台のアクセスポイントを設置し、無線 LAN サービスによる情報ネットワークが利用できる環境を提供している。
- ・附属図書館では、NACSIS-CAT への登録の書誌新規作成件数が毎年 8,000 件を超えている。
- ・附属図書館では、多様な言語を含む図書資料を提供するため、可能な限りオリジナルの文字による検索・表示を可能とする工夫を行っている。

【改善を要する点】

- ・該当なし。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学の校地及び校舎面積は、大学設置基準を満たすとともに、本学の教育研究組織の運営と教育課程の実現のために、講義室、演習室、附属図書館、語学学習等を目的とした AV ライブラリー、言語情報実験実習室などの実験室、総合情報コラボレーションセンターをはじめとする情報処理施設、体育館等の体育関連施設などの施設・設備を整備し、有効に活用している。また、施設内の各所で、身障者用エレベータやトイレ、スロープ等を設置し、構内には点字ブロックを設けて、施設・設備のバリアフリー化を図っている。

本学の情報ネットワークについては、末端まで 1Gbps で超高速 LAN に接続でき、キャンパス内のすべての建物で無線 LAN に接続することができるネットワーク環境を整備している。ネットワークに接続する際は、接続のための認証が必要であり、セキュリティにも十分配慮している。無線 LAN の利用及び自由接続利用は、年間で約 1 万 2000 回接続を行っており、有効に活用されている。

これら学内の施設・設備については、要項や規程などを設けて、明確な運用方針を規定しており、新入生ガイダンス、『学生便覧』などの資料の配布、ホームページなどを通して、大学構成員に周知している。

附属図書館では、図書 721,536 冊、学術雑誌 7,010 タイトルが所蔵されており、一部貴重書を除きすべて開架され、学生等が自由に閲覧できるようになっている。図書等の選定は、学問分野のバランスを考慮して、各学問分野から選出された教員からなる選書委員会が行うとともに、留学生用図書については、日本課程及び留学生日本語教育センター教員に推薦を依頼している。視聴覚資料については、AV ライブラリーが一元的に管理し、オーディオテープ、ビデオ、CD、DVD など 4,500 点の視聴覚教材が所蔵され利用されている。附属図書館は地域社会にも開放されており、学外者の利用も含めて、平成 18 年度の入館者数は 288,825 名、学生には総計 61,062 冊の資料が貸し出された。以上のように、本学では、図書、学術雑誌、視聴覚資料などの教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているといえる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-1 : 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

外国語学部・大学院地域文化研究科ともに、教育の状況について活動の実態を示すデータとして、各年度の授業計画、各授業科目のシラバス、受講者数、成績評価の分布、単位修得率等の基礎的データと資料を各年度の「年度計画」の実績報告書作成の際に一括して収集し、点検・評価データとして蓄積している。また、平成 17 年度から、教員自己評価書調査票を本学で授業科目を担当する全教員に記入させ、教育の状況に関する活動実態の情報を収集している [資料 9-1-1-1]。平成 18 年度からは、点検評価室が全教員に対して、「教育目標」の提出を求め、活動実態データと合わせて教育評価を行っている。

資料 9-1-1-1 教員自己評価書調査票の記入項目

【分析結果とその根拠理由】

各授業科目のシラバス、受講者数、成績分布、単位修得率等の教務関係の基礎的データを各年度の「年度計画」の実績報告書作成の際に収集するとともに、教員自己評価書調査票の提出を全教員に求めている。以上のように、教育の状況に関する活動実態を示すデータや資料を、組織的に適切に収集し、蓄積しているといえる。

観点 9-1-2 : 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到係る状況】

外国語学部・大学院地域文化研究科ともに、学年末に卒業（修了）予定者に対して、教育満足度に関するアンケートを実施している。平成 17 年度までは、各年度ごとに特定の授業科目区分について、学生による授業アンケートを行っていた。平成 18 年度は、外国語学部については、全ての授業科目について、大学院地域文化研究科については、学位論文の指導に当たっている教員の授業科目について、学生による授業評価アンケートを実施した。

アンケート結果は集計の後、全体の分布、様々な下位区分ごとの分布、各教員、授業ごとの分布に整理され、統計的な処理を経て、外国語学部、大学院地域文化研究科の教育の状況、問題点、改善点の分析に利用され、報告書としてまとめられている [資料 9-1-2-1]。アンケート結果は、全教員にフィードバックされ、次年度以降の教育目標の設定に資するようにしている [資料 9-1-2-2]。

資料 9-1-2-1 学生による授業評価アンケートの結果（平成 18 年度）

資料 9-1-2-2 授業評価アンケートのフィードバックの状況（平成 18 年度の場合）

【分析結果とその根拠理由】

年度ごとに実施される学生による授業評価アンケートと卒業（修了）予定者に対して行われる教育満足度アンケートを利用して、教育の状況に関する学生からの意見聴取を行い、その結果を統計的に分析することによって、教育の状況に関する自己点検・評価を実施しているといえる。

観点 9-1-3： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

平成 13 年度に本学に求人案内を送付している企業を対象に本学の教育の状況に関するアンケートを実施した（アンケートの集計結果は平成 13 年度「東京外国語大学点検評価報告書」pp. 94-102 に掲載されている）。また、平成 18 年度に、過去に卒業生・修了生が就職した企業等を対象に、卒業生・修了生の就職後の状況についてアンケートを実施した。そのアンケート結果は、別添資料の通りである〔資料 9-1-3-1〕。また、同窓会組織である「外語会」との間で、平成 16 年度から合同協議会を定期的に開催し、教育の状況に関する意見交換を行っている〔資料 9-1-3-2〕。平成 19 年度には、言語科目について学外関係者による外部評価を実施した。

資料 9-1-3-1 卒業生・修了生就職先アンケートの集計結果（平成 18 年度）

資料 9-1-3-2 東京外語会－東京外国語大学合同協議会議事要旨

【分析結果とその根拠理由】

平成 13 年度と平成 18 年度の 2 回、就職先の企業等から本学の教育の状況に関するアンケート調査を実施した。平成 16 年度からは「外語会」との間で定期的に意見交換を行っている。以上のように、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているといえる。

観点 9-1-4： 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

外国語学部では、教育の状況に関する自己点検・評価の結果を授業科目区分ごとの推進室や FD 委員会で詳細に検討し、教育の質の向上や改善に役立てられている。平成 15・16 年度には、卒業論文演習・卒業研究演習を対象に授業評価アンケートを実施し、「現行のカリキュラム編成は学生のニーズに合致しており、専攻語の習得と専門地域、専攻分野の学習を有機的に結びつけた主体的な取り組みが可能となっている」、「コミュニケーションのあり方や相互性、基礎教育の充実などが期待されている」という分析結果が得られた（以上、「平成 17 事業年度に

係る業務の実績に関する報告書」中期計画（60）より抜粋）。この分析結果を受けて、平成17年度に、学部運営会議が教養科目の観点から地域基礎科目の授業内容や教育方法を検討するワーキンググループを設置し、総合科目推進室では教養科目全般について検討を開始した。また、平成17年度以降入学者を対象に3・4年次でも専攻語の高度な運用能力を維持させるため、従来の表現演習科目を再編し、平成19年度から、新たに「表現演習」と「購読」からなる後期専攻語科目を立ち上げた。

大学院地域文化研究科では、平成15年度に行った点検・評価作業等に基づき、大学院企画運営室の下に「カリキュラム部会」を設置し、新カリキュラムの具体的策定を行い、実施体制を整備した。平成18年度から、言語文化専攻については、言語・情報学研究コースと文学・文化学研究コースの2コースにわたって「個別研究系」と「超域研究系」に科目群を整理し、地域・国際専攻では、地域研究コースと国際社会コースの2コースにわたって地域別と研究課題別の科目群を設定した。また、高度専門職業人養成を目指す言語応用専攻では、日本語教育学、英語教育学、言語情報工学、国際コミュニケーション・通訳の4つの専修コースにわたって、それぞれに必要な「臨地研究」科目、「情報学」科目、「通訳実務」科目等を実践的科目として設置し、国際協力専攻では、国際協力専修、PCS専修の2つの専修コースにわたって「国際協力論研究」や「PCS演習」科目等を設置し、実践的知識を身につけられるようにした。

【分析結果とその根拠理由】

外国語学部・大学院地域文化研究科ともに、教育の状況に関する自己点検・評価の結果を踏まえ、授業科目区分ごとに設置された推進室やカリキュラム部会、FD委員会が中心となって、教育の質の向上、改善のための取り組みが行われている。その結果として、外国語学部では後期専攻語科目が新設され、大学院地域文化研究科では授業科目群に基づく各授業科目の整理と高度専門職業人養成を目指した専攻での実践的な授業科目の設置が実現された。以上のように、自己点検・評価のフィードバックを受け、教育の質の向上、改善のための取り組みを教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策につなげているといえる。

観点9-1-5： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

学生による授業評価アンケートと卒業（修了）予定者による教育満足度アンケートの結果は、全教員にフィードバックされ、次の学期の授業の改善、次年度以降の教育目標の設定に資するようにしている。その結果、平成18年度に実施した授業評価アンケートでは、第1学期に比べて第2学期には、全ての質問項目で「良い」と回答した学生の割合を引き上げるようになった〔資料9-1-5-1〕。また、授業評価アンケートを初めとする教育の状況に関する自己点検・評価の結果に基づいて、個々の教員がそれぞれの継続的改善として、授業で行った取り組みとして、別添資料のような実践例が挙げられる〔資料9-1-5-2〕。

資料9-1-5-1 授業評価アンケートを踏まえた教育状況についての改善

資料9-1-5-2 評価結果を踏まえた個々の教員の教育改善例

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケート等の教育の状況に関する自己点検・評価の結果を個々の教員にフィードバックし、教育内容の継続的改善につなげている。平成 18 年度のアンケート結果は、このような方法による教員個人の取り組みが成功していることを表しており、個々の教員はフィードバックを受けて教育内容の継続的改善に努めていることが分かる [資料 9-1-5-2]。以上のように、個々の教員が評価結果に基づき、各々の質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているといえる。

観点 9-2-1： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

平成 11 年度より、教育の状況を教員自ら積極的に改善するための組織的取り組みとして、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を推進してきた。当初は、合宿形式の研修会や学内外の講師による講演と研修会を中心として、カリキュラム改革や GPA といった成績評価基準の導入、留学生教育の在り方などについて検討し活動してきた。これに対して、平成 18 年度は、平成 19 年度の大学院設置基準の改正を踏まえて、①FD 活動の今後の在り方、②大学院教育、③当該年度の授業評価アンケートの有効活用のために必要なことの 3 つを重点テーマとして、FD 活動を推進した。

①については、留学生日本語教育センターとの共催で、アメリカのミシガン大学の FD 専任教員を講師に招き、講師を含め、本学教職員の間で、ミシガン大学の FD 活動の成功例を検討し、今後の FD 活動のための指針を得た。②については、大学院教育における留学生教育の重要性に鑑み、これまで多くの留学生の指導に直接携わってきた 3 人の本学教員を講師に、留学生のニーズの所在、留学生教育のポイント、留学生教育に関する問題点や課題等について、具体的に検討を行った。③については、カナダのマギル大学とアメリカのカリフォルニア州立大学サクラメント校で、教員の授業改善のための研修を受けた 2 人の本学教員を講師に、学生による授業評価アンケートを有効活用するために、今後何が必要とされるかを議論した。

平成 19 年度第 1 回 FD 講演会では、前年度の授業評価アンケートで高い評価を受けた本学教員を講師に招き、授業での具体的な工夫を紹介してもらい、授業改善のための教員間の連携と情報の共有を図った。

【分析結果とその根拠理由】

平成 18 年度の FD 活動を通して、大学院教育における留学生のニーズを踏まえた今後の留学生教育の在り方の検討、授業評価アンケートの結果を有効活用するための方策の検討等を行った。また、次年度の大学院設置基準の改正を踏まえて、FD 活動そのものの在り方について検討を行った。平成 19 年度第 1 回 FD 講演会では、前年度の授業評価アンケートで高い評価を受けた本学教員を講師に招き、授業での具体的な工夫を紹介してもらい、授業改善のための教員間の連携と情報の共有を図った。以上のように、本学の FD 活動は、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているといえる。

観点 9-2-2： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

FD 活動における取り組みの成果として、教育での IT の活用必要性、基礎教育の重視が幾度となく指摘されてきた。その結果、教育現場への IT の導入が推進され、平成 15 年度には、「26 言語情報リテラシープログラム」が文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」に採択され、言語教育における e-Learning システムの向上が図られるとともに、基礎教育の重視という観点から、大学院では、「多言語社会に貢献する言語教育学研究者養成プログラム」が、平成 17 年度に「魅力ある大学院教育イニシアティブ」として採択された。また、FD 活動を踏まえ、教育の質の向上や授業の改善等のためにどのような取り組みを行っているか、教員を対象にアンケート調査を実施した [資料 9-2-2-1]。

資料 9-2-2-1 FD 活動を踏まえた個々の教員の具体的改善例

【分析結果とその根拠理由】

本学では FD 活動を通して得られた教育上の問題点や課題について、個々の教員が授業改善によって対応するとともに、組織的な対処として、「特色ある大学教育支援プログラム」や「魅力ある大学院教育イニシアティブ」に応募し、採択された。以上のように、本学では、FD 活動が、教育の質の向上や授業の改善に結びついているといえる。

観点 9-2-3： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点に係る状況】

教育支援を主な業務とする事務職員の研修として、本学独自の国際性の高い業務運営にとって必要な語学力を高めるために、民間派遣研修、海外研修（語学研修・企画研修）、職員 PC 研修等の研修計画を立て、各課からの希望者の推薦を受け、研修に派遣している。また、大学法人運営のための事務処理能力の向上のために、神田外語大学等に事務職員を派遣し、研修を行っている [資料 9-2-3-1]。

教育補助を行う TA については、教材作成、資料整理等の業務を各教員が個別に指導することで研修に代えている。チューターについては、採用時にガイドブックを配布し、チューターの業務についての理解とその資質向上を図っている。

資料 9-2-3-1 事務職員の研修活動

【分析結果とその根拠理由】

本学では教育支援者に教育活動の質の向上を図るための研修、個別指導を実施し、資質向上に努めている。以上のように、教育支援者や教育補助者についてその資質の向上を図るための取組が適切になされているとい

える。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・教育の状況を示すデータを一定のフォーマットのもとに長期的に収集・蓄積するとともに、必要に応じて、教員自己評価報告書等を利用して教育の質的な状況等に関するデータの収集・蓄積も行われていること。
- ・教育の状況に関する自己点検・評価の結果が、新たな授業科目の開講など、教育課程の教育の改善に実際に供されていること。
- ・毎年度、本学が直面している教育上の重要課題について、FD 活動が検討を行い、教員間での情報交換、情報共有が図られていること。

【改善を要する点】

- ・教育の状況に関する自己点検・評価結果が個々の教員に対しフィードバックされているが、組織的なフィードバックが十分にはなされていないこと。

(3) 基準 9 の自己評価の概要

本学では、年度計画の実績報告書と独自の教員自己評価報告書の作成といった機会を利用して、教育の状況に関する活動実態を示すデータや資料を組織的に適切に収集・蓄積している。また、このようなデータ収集の一環として、毎年度、学士課程と大学院課程において、学生による授業評価アンケートと卒業（修了）予定者による教育満足度アンケートを実施し、教育の状況に関する学生からの意見聴取を行っている。その結果は、統計的に処理された上、教育の状況に関する自己点検・評価が実施されている。

他方、このようなデータの収集は、学外関係者からも行われている。平成 13 年度と平成 18 年度には、卒業生・修了生が就職した先の企業などから、本学の教育の状況に関するアンケート調査を実施した。また、本学の同窓会組織である「外語会」とのあいだでは、平成 16 年度から合同協議会を開催し、卒業生・修了生の立場から本学の教育に関する意見交換も行っている。なお、平成 19 年度 6 月に外国語学部では、学外関係者による言語教育に関する外部評価のための訪問調査を行った。

以上のような本学の教育状況に関する評価結果は、学士課程では、授業科目区分ごとの推進室と教務委員会、FD 委員会へフィードバックされ、教育の質の向上と改善のための取組みにつながられている。また、大学院課程でも、大学院企画運営室とカリキュラム部会を中心に、教育の質の向上と改善に役立てている。このほか個々の教員も、評価結果を踏まえて、それぞれで継続的に質の向上を図っている。こうした組織的、個人的取り組みの成果は、授業評価アンケートなどの教育状況を示すデータの改善となって表れている。

最後に、本学では平成 19 年度の大学院設置基準の改正を踏まえて、平成 18 度から FD 活動の在り方を再検討するとともに、留学生教育のあり方や授業評価アンケートの有効活用のための方策といったテーマを FD 活動として検討してきた。また、平成 19 年 5 月には、授業評価アンケートで高い評価を受けた教員による講演と討議を通して、個々の教員の授業改善のための情報交換を図った。教育支援者や教育補助者に対しても、語学研修や実地研修の機会を提供するなどして、その資質の向上を図るための取り組みをしている。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-1: 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本法人の現有資産は、法人化以前の土地・建物等について国からの出資を受け、継承したものである。平成 19 年 3 月 31 日現在の資産は、固定資産及び流動資産の合計 468 億 8,047 万円であり、負債は、固定負債及び流動負債の合計 45 億 3,307 万円である [資料 10-1-1-1]。

固定資産の内訳を見ると、土地、建物、および図書がほとんどである。平成 12 年度のキャンパス移転に伴い、一部借地となっていた用地取得もすべて完了し、建築中の国際交流会館（II 期）工事も平成 18 年度中に完成した。建物については、キャンパス移転後 7 年が経過し、経年劣化への対応について、施設マネジメント体制が整備されている。

他方、負債は、資産見返負債、運営費交付金債務、及び寄付金債務等で、国立大学法人会計基準固有の処理による、返済を要しない負債が大部分である。

財務の健全性が確保されているかを示す本学の流動比率（流動資産を流動負債で割った比率で高い値が良いとされている）は、平成 17 年度決算ベースで 100.3%であり、本学と類似する他の国立 7 大学（平成 17 年度決算にかかる文部科学省プレス発表資料でグルーピングされた文系 8 大学）の平均値 89.5%を上回っている [資料 10-1-1-2]。また、本学の自己資本比率は、平成 17 年度決算ベースで 90.5%であり、本学と類似する他の国立 7 大学の平均値 88.5%を上回っている。

資料 10-1-1-1 貸借対照表 平成 19 年 3 月 31 日現在

資料 10-1-1-2 文部科学省プレス発表資料（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

本法人は、ほとんどが土地、建物、図書からなる資産を有し、本学の目的に沿った教育研究活動を遂行できる資産を有している。本学の流動比率、自己資本比率を見てみると、本学と類似する他の国立 7 大学の平均値を上回っており、安定した財務基盤があるといえる。また、債務は、返済を要しない資産見返負債や運営費交付金債務がほとんどであり、過大ではない。

以上のように、本学では、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有し、債務が過大ではないといえる。

観点 10-1-2: 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

平成16年度から平成18年度までの本法人の収入状況は別添資料の通りである〔資料10-1-2-1〕。本法人の経常的収入は、文部科学省からの運営費交付金、学生納付金等の自己収入及び外部資金（産学連携等研究収入及び寄附金収入等）で構成される。したがって、本法人の経常的収入は、平成16年度が59億9500万円、平成17年度が58億8300万円、平成18年度が59億900万円になる。経常的収入の構成比を見てみると、平成17年度と平成18年度については、運営費交付金が経常的収入のおよそ55%、学生納付金等の自己収入が41%を占め、一定の割合で安定している。

なお、本学は、法人化以後、授業料及び検定料等は文部科学省令の定める「標準額」を採用している。また、オープンキャンパスの実施、高等学校への訪問、入試広報用DVDの作成、入試要項ガイドの作成、体験授業の実施等を通して、志願者・入学者の確保を図り、学生納付金等の自己収入の安定化に取り組んでいる。

資料10-1-2-1 国立大学法人東京外国語大学の収入状況

【分析結果とその根拠理由】

法人化以降、平成16年度から平成18年度までの本学の経常的収入は、およそ59億円前後で安定している。また、その構成比は、およそ55%を運営費交付金に、残りの40%を学生納付金等の自己収入に依存しており、安定している。以上のように、一定の収入源から安定した経常的収入が確保できており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているといえる。

観点10-2-1：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

平成16年度から平成21年度に係る予算、収支計画、資金計画は、本法人の中期計画の一部として、大学運営会議、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定のうえ、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。

また、年度に係る予算、収支計画、資金計画は、大学運営会議、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定し、文部科学大臣に届け出た後、上記の中期計画と合わせて、ホームページに掲載している〔資料10-2-1-1〕。

資料10-2-1-1 中期計画（平成16～21年度）より抜粋

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支にかかる計画等が策定され、関係者に明示されているといえる。

観点 10－2－2： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本法人の平成 18 年度の収支状況は、経常費用が 57 億 2,394 万円、経常収益は 58 億 1,218 万円で、経常利益は 8,824 万円となっており、臨時損失及び臨時利益を差し引いた当期総利益は、4,980 万円を計上している〔資料 10-2-2-1〕。

また、中期計画で定められている緊急に必要となる対策費としての短期借入金の限度額は 9 億円となっているが、借り入れは行っていない〔資料 10-2-2-2〕。

資料 10-2-2-1 損益計算書（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）

資料 10-2-2-2 年度計画（平成 18 年度）より（抜粋）、貸借対照表 平成 19 年 3 月 31 日 現在

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、本法人における平成 18 年度の収支は、短期借り入れは行わず、当期総利益を計上していることから、支出超過とはなっていないといえる。

観点 10－2－3： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本法人における学内の予算配分は、役員会が基本方針を策定し、大学運営会議の審議を経て予算案を作成し、大学運営会議、経営協議会の審議を経て決定される。このようなプロセスを通して、本学では、教育研究活動に必要な経費として、平成 16 年度は 44 億 2,100 万円、平成 17 年度は 43 億 1,400 万円、平成 18 年度は 43 億 4,400 万円を配分している〔資料 10-2-3-1〕。

資料 10-2-3-1 年度予算計画（平成 16～18 年度）より抜粋

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、教育研究活動に要する経費については、運営費交付金が年々減額される中で同額程度の配分額を確保しており、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされているといえる。

観点 10－3－1： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本法人の事業年度に係る財務諸表等については、毎期6月末に文部科学大臣に提出し、承認を受けた後、国立大学法人法の規定により、官報に公示し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、情報公開室にて閲覧に供している〔資料 10-3-1-1〕。さらに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条第1項及び同施行令第12条の規定により、本学のホームページに掲載し、公表している。

資料 10-3-1- 1 平成 17 事業年度財務諸表等の公開について

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、本法人の財務諸表等については、法令に基づき財務諸表を官報に公示し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を情報公開室で閲覧に供するとともに、大学ホームページに掲載しており、適切な形で公表されているといえる。

観点 10-3-2： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

内部監査室財務に対する会計監査については、内部監査室による内部監査、監事による監査、外部委託による監査人及び会計課職員による監査を実施している〔資料 10-3-2-1〕。

内部監査室は、内部監査室員を1名配置（兼務）するとともに、一部監査では補助監査人を学内から数名指名するなどして監査体制を強化し、監査対象の拡充と綿密な監査の実施に努めている〔資料 10-3-2-2〕。

内部監査については、本法人の内部監査諸規程に基づき監査計画を策定し、監事監査については、監事監査規程に基づき当該年度の監査計画を監事が策定し、それぞれ監査を実施している〔資料 10-3-2-1 及び3〕。

会計監査人の監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により、国立大学法人法の規定に基づき、財務諸表、事業報告書(会計に係る部分のみ)、決算報告書について監査を受けている〔資料 10-3-2-4〕。

また、年数回程度、監事、内部監査担当者による連絡協議会を開催している〔資料 10-3-2-5〕。

会計課職員による監査は、本法人の会計諸規程に基づき会計伝票作成毎に書面監査を実施している〔資料 10-3-2-6〕。

資料 10-3-2-1 平成 18 年度内部監査計画

資料 10-3-2-2 補助監査人任命通知書、補助監査人名簿

資料 10-3-2-3 監事監査規程、内部監査規程、第三期監事監査（定期監査）計画書

資料 10-3-2-4 独立監査人の監査報告書

資料 10-3-2-5 国立大学法人東京外国語大学監査連絡協議会

資料 10-3-2-6 国立大学法人東京外国語大学事務分掌規程

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、財務に対する監査は、会計課職員による書面監査が日々行われている。内部監査及び監事監査については、本法人の監査規程等に基づき、また、会計監査人については法令に基づき、それぞれ監査が実施され、いずれも適正である旨の監査報告書が提出されており、財務に対して会計監査等が適正に行われているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし。

【改善を要する点】

該当なし。

(3) 基準10の自己評価の概要

本学は、ほとんどが土地、建物、図書からなる資産を有し、本学の目的に沿った教育研究活動を遂行できる資産を有している。本学の流動比率、自己資本比率を見てみると、それらは本学と類似する他の国立7大学の平均値を上回っており、安定した財務的基盤があるといえる。また、債務は、返済を要しない資産見返負債や運営費交付金債務がほとんどであり、過大とはなっていない。

法人化以降の本学の経常的収入は、およそ59億円前後で安定している。また、その構成比も、運営費交付金が約55%、学生納付金等の自己収入が40%と一定で安定している。したがって、本学では、大学の目的に沿った教育研究活動遂行するための、一定の収入源からの経常的収入が継続的に確保されているといえる。

本学では、大学運営会議、経営協議会、役員会などの審議を通して、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、予算、収支計画、資金計画等が作成され、関係者に明示されている。そして、本学の平成18年度の収支は、当期総利益で4980万円を計上し、支出超過していない。また、教育研究活動に要する経費は、毎年度約44億円を確保しており、教育研究活動に対して適切な資源配分がなされているといえる。

本学の財務諸表等については、法令に基づき財務諸表を官報に公示し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を情報公開室で閲覧に供するとともに、大学ホームページに掲載しており、適切な形で公表されているといえる。そして、財務に対する監査は、会計課職員による会計伝票作成毎に書面監査が日々行われている。内部監査及び監事監査については、本学の監査規程等に基づき、また、会計監査人については法令に基づき、それぞれ監査が実施され、いずれも適正である旨の監査報告書が提出されており、財務に対して会計監査等が適正に行われている。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-1： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

法人化に伴い、役員会、経営協議会、教育研究評議会などが、国立大学法人法に基づいて設置されたほか、学長のリーダーシップの下に戦略的、機動的な大学運営を実現するために、本学独自の組織を設けている。これらの概要は、別添資料の通りである〔資料 11-1-1-1〕。①学長の主宰する役員会の機能を強化するため特定の任務にあたる「学長特別補佐」を設けている。②役員会の下に、理事と学長特別補佐を長とする「室」を設置し、企画立案と執行を機動的に遂行する組織体制を構築している。③学長のリーダーシップの下に全学の円滑な合意形成を図るため、役員と各部局代表からなる「大学運営会議」を設置している。④全学的な立場から将来構想を審議する「将来構想会議」を平成 18 年度から新たに設置した。

また、部局においても、部局長を中心として機動的な運営体制を構築するために、副部局長の新設などの措置を取っている。

事務組織は、事務局 10 課、100 名で構成し、配置及び所掌事務は別添資料の通りである〔資料 11-1-1-2〕。また、事務組織を横断して対応が必要な教育研究プログラムを支援する事務組織として、教育プロジェクト支援事務室を平成 18 年度から学務部教務課に新たに設置した。

資料 11-1-1-1 運営組織図

資料 11-1-1-2 事務組織図

【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織は、法令に基づく「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」を設置するとともに、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営、並びに法人と大学の一体運営を推進するための体制、及び学長を補佐する体制等が整備されている。

事務組織は、大学の目的を遂行するのに必要な事務を掌理し、10 課、100 名からなる事務局を構成している。各課は、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。

以上のように、管理運営のための組織及び事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されているといえる。

観点 11-1-2： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

法人化後、大学の目的を達成するために、学長が役員会の場で意思決定を行い、原案を作成し、役員会規程、経営協議会規程、教育研究評議会規程に定める審議事項については、該当する会議の審議を踏まえた上で、最終決定としている。なお、役員と各部局代表からなる大学運営会議を設置し、部局間の調整を図るとともに、各部局の執行部と役員との懇談会を定期的に開催し、学長のリーダーシップの下に全学の円滑な合意形成を図っている [資料 11-1-2-1～2]。

また、全学委員会については、学長又は副学長を委員長とすることで、全学構成員の合意形成を図っている [資料 11-1-2-3]。

「室」については、理事又は副学長、学長特別補佐を室長とし、室に関わる具体的な事業実施の判断を委ね、機動的な業務遂行を確保している。また、学長特別補佐が出席する拡大役員会において、学長に室の逐次報告している [資料 11-1-2-4]。

資料 11-1-2-1 大学運営会議規程

資料 11-1-2-2 懇談会開催状況

資料 11-1-2-3 全学委員会一覧

資料 11-1-2-4 拡大役員会開催状況

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を達成するために、学長が役員会の場で意思決定を行い、原案を作成し、役員会規程、経営協議会規程、教育研究評議会規程に定める審議事項については、該当する会議の審議を踏まえた上で、最終決定としている。全学委員会、「室」の長には、学長、理事、副学長又は学長特別補佐を充て、具体的な事業実施の判断を委ね、機動的な業務遂行を確保している。

以上のように、学長のリーダーシップの下での意思決定プロセスは明確であり、組織間の連携も図られており、大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているといえる。

観点 11-1-3： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

「経営協議会」と「役員会」には、国際的な視野と異文化に対する理解を持つ外部の有識者が加わっており、それによって学外のニーズを把握し、適切な形で管理、運営に反映している [資料 11-1-3-1]。

学生については、各部局の点検・評価委員会により授業や学生生活に関するアンケート調査を実施し、学生のニーズの把握に努めている [資料 11-1-3-2]。また、大学ホームページの外国語学部・大学院地域文化研究科学内向けポータルページに、メールにより大学への意見・要望を受け付ける目安箱を設置し、学生のニーズの把握に努めている [資料 11-1-3-3]。これらの学生ニーズは、教育研究に関わる管理、運営に適切な形で反映されている。

「保護者への説明会」を毎年3回（大学で2回、地方で1回）開催し、保護者のニーズの把握に努め、教育や就職支援に関わる管理、運営に適切な形で反映している [資料 11-1-3-4]。

教員からのニーズの把握は、講座・コース会議、種々の委員会、教授会、教育研究評議会を通して行われている。また、執行部と部局長との懇談会を定期的に開催し、部局単位でのニーズの把握に努め、管理運営に適切に反映させている [資料 11-1-3-5]。

同窓生からは、同窓会である外語会との合同協議会を定期的に開催し、テーマを決めて意見交換することにより大学運営に反映させている [資料 11-1-3-6]

事務職員については、部課長会議、事務連絡会においてニーズを把握しているほか、平成 17・18 年に事務改善アンケート調査を実施しており、それらを通じて構成員の連絡調整に役立てている [資料 11-1-3-7]。

資料 11-1-3-1 役員会、経営協議会名簿

資料 11-1-3-2 アンケート調査実施一覧

資料 11-1-3-3 学生のニーズ把握

資料 11-1-3-4 保護者会の実施状況

資料 11-1-3-5 講座・コース会議の開催状況

資料 11-1-3-6 合同協議会の開催状況

資料 11-1-3-7 事務改善アンケート調査実施状況

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、学生、教員、事務職員、保護者、同窓生、学外有識者のニーズの把握に努め、適切な形で管理運営に反映しているといえる。

観点 11-1-4： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

監事は、監事監査規程、監査実施基準により、年度に係る監査計画を策定し、それに基づき監査を実施している。具体的には、業務と財務会計について定期監査及び必要に応じて臨時監査を実施している。

監事は、定期監査として、毎月 1 回、会計月次監査を行い、併せて業務の実施状況、重要文書、諸会議の実施状況などの調査・確認を行うとともに、年度終了後の 5～6 月には監査計画に掲げる監査の重点事項を中心に書面及び実地による業務監査、会計監査人の監査報告を受け、会計年次監査を実施し、学長に監査結果を報告している。また、必要に応じて役員会、経営協議会といった重要な会議などに出席し、業務等の実施状況の調査・確認を行っている [資料 11-1-4-1～2]。

資料 11-1-4-1 監事監査計画

資料 11-1-4-2 監事監査報告書

【分析結果とその根拠理由】

監事は、国立大学法人法及び本法人が定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。

また、必要に応じて役員会などの重要会議に出席し、業務及びその実施状況の調査・確認を行っている。以上のように、監事が適切な役割を果たしているといえる。

観点 11-1-5： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

学長、理事等は、機会のあるごとに各種セミナーやシンポジウムに参加しており、資質の向上を図っている〔資料 11-1-5-1〕。事務職員についても、研修計画に基づき、語学研修、PC研修、民間派遣研修等を行っている〔資料 11-1-5-2〕。国際学術戦略本部においては、事務職員の国際性対応力を強化する一環として海外実地研修を行っている〔資料 11-1-5-3〕。

資料 11-1-5-1 セミナー・シンポジウム参加状況

資料 11-1-5-2 研修計画

資料 11-1-5-3 事務職員の海外実地研修参加状況

【分析結果とその根拠理由】

本学では、研修計画に基づく管理運営に関わる事務職員への研修を通して、資質向上に努めている。以上のように、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているといえる。

観点 11-2-1： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるときともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

管理運営に関する基本方針は中期目標において明確に定められており、中期計画によってその具体的方策が述べられている。また、この方針を踏まえて、本学の管理運営に必要な関連規程を整備するとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。なお、これらの文書はすべてホームページ上に掲載されている。

資料 11-2-1-1 中期目標、中期計画

資料 11-2-1-2 選考規程

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、管理運営に関する方針を明確に定め、学内の諸規程を整備するとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているといえる。

観点 11-2-2： 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

大学の目的、計画は、グランドデザイン、中期目標、中期計画、年度計画として、大学のホームページ上に掲載され、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようになっている〔資料 11-2-2-1〕。また、活動状況に関するデータ・情報については、各年度計画の実績報告書作成に係る点検・評価項目一覧表とデータ・フォーマットを作成し、項目ごとに実行責任組織とデータ収集担当課の確定させた上で、データ収集に当たっている。収集されたデータを点検・評価室が一元的に管理し、点検・評価活動に活用している〔資料 11-2-2-2〕。

このデータ収集方式は、平成 18 年度導入の大学データベースシステムにより、さらにシステム化され、情報マネジメント委員会管理の下に大学の構成員が必要に応じてアクセスできる体制を構築した〔資料 11-2-2-3〕。

資料 11-2-2-1 ホームページ掲載状況

資料 11-2-2-2 収集データ一覧

資料 11-2-2-3 大学情報データベース管理・運用概略図

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的、計画は大学ホームページにより構成員が必要に応じて入手できるようになっている。また、大学データベースシステムの構築により、活動状況に関するデータや情報が蓄積され、構成員が必要に応じてアクセスできる体制が構築されており、十分に機能しているといえる。

観点 11-3-1： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

法人化に伴い、「本学の活動に関する様々なデータを収集・管理し、それに基づく全学的な点検・評価を行い、問題点の把握と改善を図る」ことを目的とする役員会直属の組織として点検・評価室を設置した〔資料 11-3-1-1〕。この室において、年度計画の点検作業に必要なデータについて、その種類と形式、データ収集責任組織を定めたデータ・フォーマットを作成し、このデータ・フォーマットにもとづき、本学の活動を網羅するデータを点検・評価室に一元的に集めて管理し、点検・評価活動に活用している〔資料 11-2-2-2〕。

資料 11-3-1-1 点検・評価室規程

資料 11-3-1-2 データ・フォーマット（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の実施体制として「点検・評価室」を設置し、全学的な状況について根拠となる資料やデータに基づき、点検・評価を行っており、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、十分に機能しているといえる。

観点 11-3-2： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

全学的な自己点検・評価活動は、平成 12 年度に設置された全学自己点検・評価委員会において行われ、以降、毎年度点検評価報告書を刊行し、学内及び関係機関に配布してきた [資料 11-3-2-1]。法人化後は、役員会直属の点検・評価室がこれを担うことになり、室における点検・評価活動は、各事業年度に係る実行責任組織から提出された自己評価書を、点検・評価活動報告書として刊行し学内に配付するとともに、この内容は、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書として、大学のホームページで公開している [資料 11-3-2-2]。

資料 11-3-2-1 自己評価書配付一覧

資料 11-3-2-2 自己評価書等ホームページ掲載状況

【分析結果とその根拠理由】

自己評価報告書を構成員及び関係機関に配布し、また、大学のホームページで公表している。以上のように、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているといえる。

観点 11-3-3： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

これまで、各部局において外部評価を受けるとともに、大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価（「教育サービス面における社会貢献」、「研究活動面における社会との連携及び協力」、「教養教育」、「国際的な連携及び交流活動」）の試行評価を受けている [資料 11-3-3-1]。

法人化後は、国立大学法人評価委員会による評価を毎年受けている [資料 11-3-3-2]。

外国語学部においては、言語教育についての外部評価を受けている [資料 11-3-3-3～5]。

資料 11-3-3-1 各部局における外部評価実施状況（平成 8 年度～平成 19 年度）
 資料 11-3-3-2 外部評価実施要項
 資料 11-3-3-3 言語教育に関する自己点検報告書（非モジュール制主専攻語）
 資料 11-3-3-4 言語教育に関する自己点検報告書（モジュール制主専攻語）
 資料 11-3-3-5 言語教育に関する自己点検報告書（副専攻語）

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果について、部局ごとに外部評価を受けるとともに、国立大学法人評価委員会による評価を毎年受けている。以上のように、外部者による検証が実施されているといえる。

観点 11-3-4： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点到係る状況】

大学全体の管理運営に係わる評価結果は、点検・評価室において分析と改善の方針を策定し、役員会、経営協議会などで検討の上、改善を実行している [資料 11-3-3-1]。また、教育研究並びに部局組織等に係わる評価結果に基づき、役員会の議を経て、点検・評価室が関係組織に改善要請を行なっている。

資料 11-3-4-1 点検評価実施体制

【分析結果とその根拠理由】

点検・評価室を中心に、管理運営に係る評価結果が役員会等にフィードバックされており、管理運営の改善のための取組が十全に行われているといえる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし。

【改善を要する点】

該当なし。

（３）基準 11 の自己評価の概要

管理運営組織は、法令に基づく「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」を設置するとともに、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営、並びに法人と大学の一体運営を推進するための体制、及び学長を補佐する体制等が整備されている。他方、事務組織は、大学の目的を遂行するのに必要な事務を掌理し、10 課、94 名からなる事務局を構成し、各課は、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。

研修計画に基づいて、管理運営に関わる事務職員への研修は組織的に行われ、管理運営に関わる職員の資質の向上が図られている。また、管理運営に関する方針は明確に定められ、学内の諸規程を整備するとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

大学の目的を達成するために、学長が役員会の場で意思決定を行い、原案を作成し、役員会規程、経営協議会規程、教育研究評議会規程に定める審議事項については、該当する会議の審議を踏まえた上で、最終決定としている。全学委員会、「室」の長には、学長、理事、副学長又は学長特別補佐を充て、具体的な事業実施の判断を委ね、機動的な業務遂行を確保している。また、学生、教員、事務職員、保護者等の学外関係者のニーズの把握に努め、適切な形で管理運営に反映されている。

監事は、国立大学法人法及び本法人が定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。

自己点検・評価の実施体制として「点検・評価室」を設置し、大学データベースシステムの構築により、活動状況に関するデータや情報が蓄積され、全学的な状況について根拠となる資料やデータに基づき、点検・評価を行っている。そして、自己評価報告書を構成員及び関係機関に配布し、大学のホームページで公表している。

自己点検・評価の結果については、部局ごとに外部評価を受けるとともに、国立大学法人評価委員会による評価を毎年受けている。点検・評価室を中心に、管理運営に係る評価結果が役員会等にフィードバックされており、管理運営の改善ための取組が十全に行われている。